目 次

| • | はじめに 学校教育における人権教育推進のために ワークシート集の活用のしかたについて | 2 2 4 |
|----------|---|-------------|
| | 人権学習ワークシート | |
| J | Pどもの人権 | |
| | 1 「みんながえがおでいるために」 | 5 |
| | 2 「九匹九色~ちがうっていいこと?わるいこと?~」 | 8 |
| 3 | z性の人権 | |
| 0- | 3 コラム「一人ひとりが輝ける社会に(男女共同参画)」 | 12 |
| <u> </u> | 章がい者の人権 | |
| | 4 「どうしてマークが必要なの?」 | 19 |
| = | 5 コラム「ともに生きる社会かながわ憲章」 5 ************************************ | 23 |
| L | 弱齢者の人権 6 「高齢者の思いに寄り添う」 | 26 |
| ١Æ | で、「高駅台の恋いに寄り添り」 に病等にかかる人権課題 | 20 |
| 17 | 7 「あなたは、どうしますか?(感染症に対する理解を深めよう)」 | 30 |
| [= | 司和問題(部落差別) | 00 |
| 1- | 8 コラム「歴史学習から自分の生き方につなげるために」 | 34 |
| 9 | ト国籍県民等の人権 | • |
| | 9 「ちがいをみとめ、みんなで生活しよう」 | 39 |
| 貧 | 資困等にかかる人権課題 | |
| | 10 コラム「子どもの貧困(学校、教職員の役割)」 | 44 |
| 犭 | 2罪被害者等の人権 | |
| | 11 「あなたには、なにができるかな」 | 48 |
| 1 | 比朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 | |
| | 12 「拉致被害者等の人権を考える」 | 54 |
| • | 性的マイノリティの人権(性の多様性) | |
| | 13 「自分が好きなもの」 | 57 |
| | 14 「『らしさ』ってなんだろう?」 | 61 |
| | 15 「セクシュアリティって何だろう?」 インターネットによる人権侵害 | 65 |
| | ノターネットによる人権反告 16 「やさしいことばをつかおうね」 | 69 |
| | 17 「その情報、本当に正しい?」 | 73 |
| | 18 「SNSでのやり取りについて」 | 77 |
| | 様々な人権課題 | ' ' |
| - | 19 アイヌ民族の人権課題 コラム「アイヌ民族の文化を学ぼう」 | 82 |
| | 20 災害発生時の人権課題「誰もが過ごしやすい避難所にするために」 | 84 |
| 4 | 21 ヤングケアラーの人権課題 | 90 |
| | 「ヤングケアラーって何だろう~子どもが「自分らしく生きる」ために~」 | |
| , | 22 孤独・孤立による人権課題の深刻化 「"SOS"はあなたの権利」 | 93 |

はじめに

児童・生徒が人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動に現れるようになるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

学校教育における人権教育推進のために

●人権、そして人権教育とは

「人権」とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。「生きていたい」 「自由でいたい」「幸福でいたい」という、すべての人に共通する3つの願いを支えるものです。

そして人権教育とは、自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うという人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動、つまり「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という気持ちを、水が土へと染みこんでいくように、自然にゆっくりと児童・生徒の心の中に育てていくことです。

●学校教育における人権教育の在り方について

各学校が人権教育に取り組むに際しては、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。

平成20年3月に文部科学省が制定した「人権教育の指導法の在り方について(第三次とりまとめ)」と、 令和3年及び令和4年に作成されたその補足資料は、人権教育を進める上での指針となっています。

「人権教育の指導法の在り方について(第三次とりまとめ)」では、学校教育における人権教育の目標 を次のように示しています。

一人ひとりの児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

そのためには、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

また、各学校においては、上記のような考え方を基本としつつ、児童・生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である、とも示されています。

さらに、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくべきとし、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童・生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切であるとされ、また、こうした基盤の上に、児童・生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められています。

人権尊重の視点に立った学校づくり 人権が尊重される -人ひとりの考える時間の保障 生徒指導 ●全員が参加できる授業の展開 学級活動づくり ●自己選択できる場の設定 人権が尊重される -人ひとりが大切にされる授業 (課題·教材·教員) 人間関係づくり ●わかりやすい授業内容、 互いのよさや可能性を ワークシート 発揮できる取組 等 互いのよさや可能性を 認め合える仲間 教科等指導 ●間違ってもよい(受け止める)、 自由な発想が認められる雰囲気 ●互いの発言を最後まで聞く、誤答 ●落ち着いて学習ができる教室 環境(掲示物、机の配置) も大切にする雰囲気 人権が尊重される。 ●全員の作品が大切にされる掲 ●互いのよさを認め合う場や機会 示•展示 環境づくり ●相互理解や交流を深めること 安心して過ごせる ができる掲示 学級経営等 学校•教室

教職員に求められる人権感覚

人権感覚とは、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚です。

教職員は、児童・生徒に直接関わり、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。したがって、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢で指導することが重要です。教職員には、自らの言動が児童・生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識していくことが求められます。

1 教職員が人権尊重の理念を十分に理解すること

教職員が人権尊重の理念を十分に理解することが大切です。人権尊重の理念とは「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。これは全ての教育活動の基盤となるものです。

また、「かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)」に示された人権課題について、正しい理解と認識を深めることが大切です。

2 教職員が一人ひとりの児童・生徒の人権を尊重すること

児童・生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。人権が尊重される学級・学校づくりを心掛け、日頃の関わりのなかで、児童・生徒一人ひとりの大切さを教職員が自覚し、一人の人間として接する必要があります。

児童・生徒自身が「自分は大切にされている」という気持ちを持つことが児童・生徒の成長につながります。

3 学校の教育活動を常に検証すること

日々の教育活動を「児童・生徒の人権を大切にしているか」という観点から、常に振り返ってみることが大切です。これまで、慣例的に行ってきた活動や指導方法についても、あらゆる視点から見直し、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育活動が行われているかを点検することが重要です。

また、学校だよりや学級通信などの表現等が人権に配慮したものとなっているか、掲載する写真等の許諾をとっているかなど、作成する際に十分に検討する必要があります。

ワークシート集の活用のしかたについて

- 1 このワークシート集は、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校 の先生方に、人権教育に取り組む際に活用していただくことをねらいとして作成しました。
- 2 このワークシート集は、主として人権全般をテーマに、誰もが取り組みやすいものを中心に作成しました。学習対象を小学校1~3年生、4~6年生、中学生、(一部教職員を含む)に分けてありますが、この区分にこだわらず、学校や学年、学級の実態に応じて活用してください。
- 3 このワークシート集は、題材ごとにワークの解説や展開例及びワークシートを掲載しています。ワークシートを使って実践する前に、解説や展開例の留意点などを十分に参照してください。
- **4** このワークシート集に掲載しているホームページURLは、令和5年2月時点のものです。
- 5 著作権上の制約があるため、別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表したりするなど、授業や研修以外の目的で使用する場合には、神奈川県教育委員会に問い合わせてください。
- 6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために(小・中学校編) —」の第15集及び第16集にも、ワークシートとその活用例が多数掲載されています。この機会にあらためて御覧になり、併せて御活用ください。
- 7 ワークシート集は、神奈川県のウェブサイトからもダウンロードできます。

神奈川県 人権教育学習教材

Q検索

● 学習を進めるにあたって

- <u>一人ひとりが安心して学習できるように、次の内容を確認してから学習を進めましょう。</u>
- 一人ひとりの学習対象者が話し合いなどに参加しやすい雰囲気を作りましょう。
- 他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、 適切に指導しましょう。
- 次のことを【学習の約束】として、学習対象者に伝えましょう。
- 1 他の人の考え方を尊重し、意見や考えのちがいを認め合えるようにする。
- 2 ワーク中に出された個人的な内容は、この場限りとし、他の場では話さない。
- 3 様々な事情で、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や、話したくない場合などには、その気持ちを尊重する。

子どもの人権

みんながえがおでいるために

1 学習対象

小学校1年生~3年生

2 ねらい

学校生活で起きるできごとについて、登場人物の言動や気持ちを考えることをとおして、相手の気持ちを思いやることの大切さに気づかせ、相手を傷つけるような言動をしない、許さない気持ちを養う。

3 準備するもの

Oワークシート

ONHK for School の番組が視聴できる環境(パソコン、スクリーン等の機器)

4 解説

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が人権尊重の理念です。その理念を理解していても、実際に態度や行動にあらわれるようにしていくのはなかなか難しいことでもあります。特に、小学校低学年の段階では、自分が思ったことを素直に口にしてしまうことも少なくありません。

そこで、学校生活で起きるできごとをもとにして、一人ひとりが軽い気持ちで行ったことが相手を傷つけたり、いじめにつながったりすることを再認識できる学習を設定しました。相手を思いやる言葉遣いが、相手を大切にしているという意思表示につながっていきます。そうしたコミュニケーションをとれることが児童にとって「自分は大切にされている」ということを実感できる環境づくりにもつながっていくと考えられます。学習を通して、相手の気持ちを思いやることの大切さをクラスで共有し、いじめは絶対にいけないという意識や態度を養います。

5 進め方(展開例) 45分

| うにのが | | | |
|------|---|--|----------------------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| | ◆学習の確認 (5分) | ・授業の流れを簡単に説明する。 | |
| | ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 - - | • P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 | みんなで楽しく勉強したり遊んだり | ワークシートを配付する。 | ・ワークシート |
| 5分 | │ するために大切なことは何か、ワー │ クシートに書く。 | キーワードでもよいので書くように促す。 | |
| | 動画を視聴するポイントを聞く。 | 「似た体験はないか」「自分ならどうするか」と考えながら視 | |
| | | 聴することを伝える。 | |
| | ◆アクティビティ(35分) | | |
| | 「みんながえがおでいるために」 ①NHK for School「銀河銭湯パンタく | ・児童が視聴する準備ができてい | 動画 |
| 展開 | ん」より「タマミーのらくがき」 | るか確認してから始める。 | |
| 35分 | を視聴する。【10分】 | | |
| | ②動画の内容を全体で整理する。 | 登場人物とあらすじの確認をする。(イラスト等を提示すると) | |
| | | わかりやすい。) | |

| | ③もし自分が図工の時間に教室にいた らどうするか話し合う。 | 自分だったらという視点で話し合いをするように促す。自分だったらと考えにくければ、自分はどの人物に近いか考えさせるとよい。 | |
|-----------|---|---|--|
| | ④パンタのクラスの中で、すてきだな と思った子に手紙を書く。 | ・図工の時間に限らず、バレーボールや教室での様子から、すてきだな、かがやいているなと思う人物にあてた手紙を書くよう促す。 | |
| | ⑤④について全体に発表し共有する。 | ・さまざまな登場人物に向けて書いた手紙を発表することで、加害者、被害者、傍観者それぞれの立場について、どのような行動が大切なのかを考えていけるようにする。 | |
| | ⑥みんなで楽しく勉強したり遊んだり するために大切なこと、さらに自分 には何ができるかを考え、ワークシ ートに書く。 | | |
| | ◆まとめ(5分) ・まとめの話を聞く。 | 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。 | |
| まとめ 5分 | ・言葉一つで相手の気持ちを温かくすることも、傷つけることもできてしまう。だからこそ、相手を思いやった言葉を使うことが大切である。・他の人の気持ちに寄り添ったり、思いやったりするなどして、お互いの大切さを認め合うことが大切であることに気づく。 | | |
| | | | |

<参考資料など>

NHK for School 「銀河銭湯パンタくん」より「タマミーのらくがき」 (NHK) https://www2.nhk.or.jp/school/movie/bangumi.cgi?das_id=D0005130256_00000

みんながえがおでいるために

| (|)ねん()くみ()ばん なまえ |
|---|--|
| 1 | みんなで楽しくべんきょうしたり、あそんだりするために、大切なことはど んなことだと思いますか。 |
| | |
| 2 | パンタのクラスの中で、すてきだなと思った子に手紙を書いてみましょう。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | より |
| 3 | みんなで楽しくべんきょうしたり、あそんだりするために、大切なことは何でしょうか。 学校や家などで、あなたにできることは何でしょうか。 |
| | |
| | |

子どもの人権



九匹九色~ちがうっていいこと?わるいこと?~

1 学習対象

小学校4年生~6年生、中学生

2 ねらい

自分とは違う個性に触れたときに、差別をしたり嫌がったりするのではなく、相手の個性として受け 止めることが大切であるという意識を高める。

3 準備するもの

Oワークシート

○動物のイラスト(黒板掲示用。ワークシート内のイラストを拡大したもの)

4 解説

小学校高学年や中学生になると、特定の友人と深くかかわり、互いの考えや気持ちを共有し合う関係をもつようになります。集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期だからこそ、性格や能力、外見に関わらず「みんな違ってみんなよい」と、ありのままの他者や自分を受け入れることが集団生活を送るうえで大切です。

そこで、本ワークでは四字熟語の「十人十色」をもとに、動物を例に「九匹九色」として、仲間について考える活動をとおして、様々な個性について考えさせます。外に表れている性格や見た目、あるいは自分の先入観によって、相手を差別したり嫌がったりするのではなく、一つの個性として受け止めて、さらに相手の良さを見ようとする心が大切だということに気づかせていきます。

5 進め方(展開例) 45分または50分

| J (E0)/J | ((VICIOSO)) | | |
|----------|---|---|--------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| | ◆学習の確認(2分)・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 7分 | ◆アイスブレーキング(5分) 「好きな○○について語ろう!」 ①一番好きな動物を思い浮かべる。 ②グループ内で「せーの」のかけ声で 同時に発表する。 ③それぞれが発表したものをグループ 内で確認する。 ④他に「好きな飲み物・お菓子」など について①~③を繰り返す。 ⑤グループで感想を発表し合う。 | ・4人程度のグループで行う。 ・好きな動物がいなければ、人気があると思う動物を思い浮かべるよう伝える。 ・時間の許す限り続けるよう促す。 ・左のように、多様な意見が出そうなお題を提示する。 ・自分と同じ意見、違う意見を聞いてどう感じたか話すよう促す。 ・まとめをする。 | |
| | │ ・人それぞれ好きなものがあり、たとえ | 自分と違う考えでも否定できないこ | とに気づく。 |

| | ◆アクティビティ(小33分、中38分) 「九匹九色〜ちがうっていいこと?わるいこと?〜」 | ワークシートを配付する。 | ・ワークシート |
|------------------|--|--|---------|
| ₩88 | ①宝の島にいる仲間になり得る9匹の動物を見て、それぞれの動物の特徴を知る。 | 動物の特徴を説明しながら、掲示用のイラストを黒板に貼る。短所と思われる特徴も含めて、提示する特徴はあくまで島にいる動物の特徴であり、その動物すべてに当てはまる特徴ではないことを確認する。 | |
| 展開 小学校 33分 | ②宝探しをするための仲間にする3匹 を選び、その理由もあわせてワーク シートに書く。 | ・感覚ではなく、なぜ仲間にする か理由をもって考えさせる。 | |
| 中学校 38分 | ③グループ内で発表し合う。 | ・自分と違う人の意見、多様な意 見にも耳を傾けるように促す。 | |
| | ④グループで話し合った中で、よいと 思った意見を全体で発表する。 | 自分と違う意見を認める姿を称える。特徴をリフレーミング(※)するような意見があれば、考え方を取り上げて全体で共有する。 | |
| | ⑤改めて仲間にする3匹を選び、今日 の授業で考えたことを書く。 | グループや全体での発表を聞いて、選んだ動物が変わったか問いかけ、改めて考えさせる。 | |
| まとめ | ◆まとめ(5分) ・まとめの話を聞く。 | 授業をとおして児童・生徒から 出された考えや記述をもとに、 ねらいをおさえ、まとめる。 | |
| 5分 | ・自分と同じ特徴をもつ人と過ごすだけ ある。「自分と違う」ということだけ として受け止め、認め合い、それぞれ | すで差別をしたり嫌がったりするので | ではなく、個性 |

※リフレーミングとは…

ある枠組み(フレーム)で捉えられている物事を、枠組みをはずして違う枠組みで見ることを言う。同じ物事でも、人によって見方や感じ方が異なり、ある角度から見たら短所であるものも、別の角度から見たら長所になる。

「人権学習ワークシート集 ―人権教育実践のために 第16集(小・中学校編)―」 神奈川県教育委員会(令和2年3月)

九匹九色~ちがうっていいこと?わるいこと?~

()年()組()番 名前_____

| 宝の島には、次のような特徴のある9匹の動物がいます。この中から3匹の動物を仲間にできますが、あなたならどの動物を選びますか。 やくない 枠内の()3つに0をつけ、選んだ理由も下に書きましょう。 | | | | |
|---|------------|---------------|--|--|
| ()白馬 | () クマ | () かめ | | |
| | | | | |
| 足が速い・マイペース | 力持ち・弱虫 | 泳ぎが得意・怒りっぽい | | |
| ()ふくろう | () サル | () キリン | | |
| | | | | |
| 空を飛べる・マイペース | 手先が器用・弱虫 | 視力がよい・怒りっぽい | | |
| () 犬 | () へび | ()もぐら | | |
| | | | | |
| 鼻が利く・マイペース | すきまに入れる・弱虫 | 地面にもぐれる・怒りっぽい | | |

(理由)

2 グループの友だちの意見をメモしましょう。

| | たりの思先を入しし | | T 1111 |
|---------|-----------|----------------------|---------------|
| 班のメンバー | 動物① | 動物② | 動物③ |
| 自分 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | -1 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 0 + > + | びきなかま | | |
| | | ノますか。また 、 今日(| の学習をとおして、 |
| | たことを書きましょ | <u>つ。</u> | |
| 仲間にする動物 | 物 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | |) |

3 女性の人権

[コラム] 一人ひとりが輝ける社会に (男女共同参画)

毎年、6月23日から29日までの一週間は、「男女共同参画週間」となっています。令和4年度の男女 参画週間のキャッチフレーズは、「『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へ」です。(内閣府男 女共同参画局より)

「男だから」「女だから」という固定観念や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしく生き ていくために、自分の生き方を主体的に選択できる社会づくりをめざしていくことが、これからを生きて いく子どもたちには必要です。

しかし、世界経済フォーラムが2021年3月に公表したジェンダー・ギャップ指数※では、日本は、 156か国中120位という結果になっているのが現状です。

※ジェンダー・ギャップ指数…男女格差を図るギャップ指数。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野 のデータから作成。〇が完全不平等 1が完全平等を表す。日本の総合スコアは、0.656。先進国の中では、最低レベル。

子どもたちが、男女共同参画社会の課題や現実の問題について学ぶときには、自分の問題としてとらえ ることが大切です。そのためには、まず身のまわりにある事柄に関心を寄せることで、問題意識をもち、 自分の生き方につなげて考えていくようにしていきます。

例えば、男女参画に関する日本社会の現状がわかる資料を使い、子どもたちの視点を広げ、意見交流を するなどしながら、自分では気がつかなかった視点や考え方に触れる活動を行います。個性や多様性が認 められる社会が、誰にとっても生きやすい社会であることに気づき、自分の生き方を主体的に選択してい こうと意欲がもてるような学習にしていくことが大切です。

授業の展開例

〇対象学年:中学生

ねらい:普段の生活の中で、存在している性別による区別や差別に注意を向け、性別に関わりなく、

自分の生き方を主体的に選択していこうとする気持ちをもたせる。

活動1

性別によって分けられていたり、区別されたりしている もの、こと、場所などについて考えよう

| 学習の流れ | 留意事項 |
|--|---|
| ○性別によって分けられたり、区別されたりしているもの、こと、場所を出し合う。 | 「学校」で、「社会」でなど、考えやすいように提示してもよい。 |
| 一人で考える。 | |
| グループで意見交流しながら出し合う。 出たものについて性別により分けたり区別し たりすることが必要かどうかも含め、考え、 話し合う。 | ・安心して意見が出せるように、話し合いの 約束(出した意見を否定しない、話す順番 を決めるなど)を決めておく。 |
| ・全体で共有する。 | ・意見交流や全体共有の中で、出た課題意識 や問題意識を認める。 |

ジェンダー・ギャップ指数の資料を見て考えよう

学習の流れ

Oアイスランドと日本のジェンダー・ギャップ指数を ・ジ

- ・教育分野や健康分野は、同じくらい高い。
- 日本が政治分野と経済分野が低いのはなぜだろう。
- 〇各国の女性議員比率と管理的職業従事者に占める女 性の割合を知る。
- 日本は、他の国に比べて低い。

見て気づいたことを出し合う。

- その原因は何だろう。
- それによってどんなことが起きているだろう。
- 〇現状を変えるためには、どんな考え方が大切か考える。

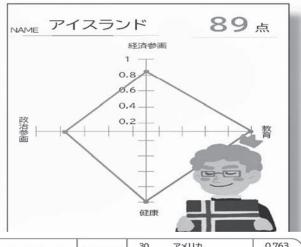
留意事項

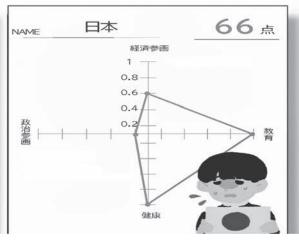
- ジェンダー・ギャップ指数の資料を 提示する。
- ・「衆議院の女性議員比率」と「就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合」の資料を提示する。
- 子どもから出た意見や疑問を、次の時間の学習問題や探究課題として、 つなげることもできる。

日本のジェンダー平等に関する 状況をみてみよう!

ジェンダー・ギャップ指数

世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもの。1が完全平等。 100点満点とした時、日本は66点。世界156か国中120位(2021年) 教育分野98点 健康分野97点 経済分野60点 政治分野6点





| (A) | _ < | 0.000 | 30 アメリカ | 0.763 |
|-----|----------|--------------|------------|-------|
| 7 | アイスランド | 0.892 | 63 イタリア | 0.721 |
| | 187 | | 79 タイ | 0.710 |
| 2 | フィンランド | 0.861 | 81 ロシア | 0.708 |
| _ | + | | 87 ベトナム | 0.701 |
| 3 | ノルウェー | 0.849 | 101 インドネシア | 0.688 |
| 4 | ニュージーランド | 0.840 | 102 韓国 | 0.687 |
| 5 | スウェーデン | 0.823 | 107 中国 | 0.682 |
| 11 | ドイツ | 0.796 | 119 アンゴラ | 0.657 |
| 16 | フランス | 0.784 | 120 日本 | 0.656 |
| 23 | イギリス | 0.775 120 日本 | | |
| 24 | カナダ | 0.772 | 121 シエラレオネ | 0.655 |

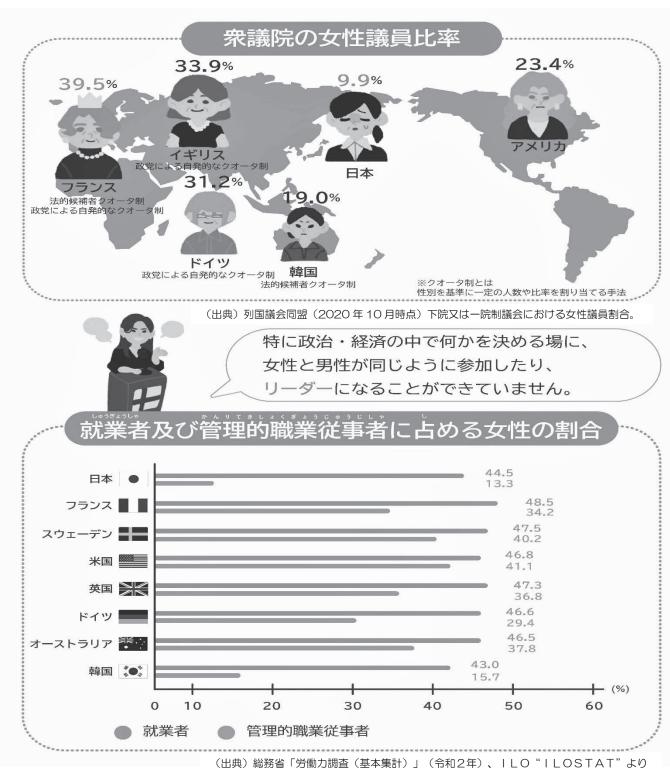
- 1 世界経済フォーム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より
- 2 スコアが低い項目
 - 【政治】・国会議員の男女比・閣僚の男女比
 - ・最近50年における行政府の長の 在任年数の男女比
 - 【経済】・管理的職業者の男女比
- 3 分野別の順位 経済(117位)、教育(92位)、 健康(65位)、政治(147位)



経済参画と

政治参画が

<資料>「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」 内閣府 男女共同参画局より 抜粋



(山央)稲笏省「万輿刀嗣直(至平朱訂)」(ヤ札と中)、「LO」「LOS「AI」より

活動1は、自分のまわりにある"男女の区別"について改めて考えることをとおして、性別で区別する必要のないものに気づいたり、区別が差別につながっていないかを考えたりします。そのことにより、誰にとっても生きやすくなる社会づくりや社会参加をしていこうとするきっかけになる活動例です。アイスブレーキング的に扱うこともできます。

活動2は、内閣府男女共同参画局「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」の資料を利用しています。ここでは、ジェンダー・ギャップ指数と、衆議院の女性議員比率、就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合のグラフを使用し、政治や経済の分野での女性参加が少ない現状から、女性の社会進出が阻まれている要因について考えます。性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方の選択をしていくことにつながる授業展開を考えていくことが大切です。

活動1と2を組み合わせた学習展開も考えられます。また、それぞれを、別の学習と関連づけた中で行うこともできます。(例 社会科、道徳科との関連の中で行う、総合的な学習の時間でSDGsのジェンダー平等を取り上げた学習の中で行うなど。)

O SDGsとの関連から

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17のゴールの中には、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」があります。

そして、この「ジェンダー平等」は、すべてのゴールに関わっているといわれています。

①SDGs全体の目的

- 「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」前文より
- ②17のゴールをすべて実現するための「手段」としてのジェンダー平等
 - 「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展 に極めて重要な貢献をするものである」本文より

17のゴールのすべてにおいて、女性と男性が平等に恩恵を受けるためにはどうすれば良いかを必ず考慮しなければなりません。

「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」 内閣府 男女共同参画局より

SDGsを学習の中で扱うときは、<u>すべてのゴールにおいて、女性と男性にどのような影響があるか、</u>また平等に恩恵を受けられるかなどを視点に考えることが大切です。

O 性的マイノリティの人権との関連について

性別による差別や不利益を被らない社会を考えるうえで、性的マイノリティの人権についても考えることが必要です。授業の中で、性的マイノリティの人権の視点からの意見や話題も出てくることが予想されます。

性別を男女のどちらかに分類するという、男女二元論で決めつけたり、「女性だけが」「男性だけが」という区別ではなく、だれもが生きやすい社会づくりという視点から、多様な生き方を尊重した考え方の上に立ち、学習を進めていくことが大切です。

<参考資料など>

「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」 内閣府 男女共同参画局

<男女共同参画に関しての研修>

「かなテラス中高生のための3大気づき講座」 神奈川県立かながわ男女共同参画センター

- 男女共同参画・メディアリテラシー講座
- 〇 デートDV防止啓発講座
- 〇 理工系キャリア支援講座

男女共同参画教育資料

「こんな子いるよね」

「男女共同参画社会」を実現していくためには、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等・人権尊重の意識や仕事と家族的責任を担える能力を育成していくことが必要です。県では、小学5年生を対象に、男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を作成し、県内の小学校に配付している他、県ホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32574/202203konnakoiruyone.pdf







中学生向けデートDV啓発資料

TBe myself]

県では、「自分を大切にすること、相手を思いやることの大切さ」を啓発することにより、DVを未然に防止するため、中学校2年生を対象とした啓発資料を、認定NPO法人エンパワメントかながわに委託して作成しています。県内の全中学校に配付している他、県ホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f532560/index.html

冊子の概要

この冊子では、「暴力は殴る・蹴るだけではない」ということや、「デートDVってどんなこと?」といった内容を、イラストを使いながらわかりやすく説明しています。

また、デートDVに関する相談を受けている相談機関の情報や、デートDVを見たり聞いたりした時に友達としてできることも掲載しています。

冊子の主旨

心身ともに急成長する時期にある中学生にとって、自分自身の人権に気づくこと、ありのままの自分を大切に思えることはとても重要なことです。本冊子では、中学生にとって身近な問題である「デートDV(恋人同士の暴力)」をテーマに、よりよい人間関係をつくるために、自分を大切にし、なおかつ相手も思いやることの大切さを伝えることを目的としています。

冊子の特徴

本冊子は、中学生が手にとりやすいように次のような工夫がなされています。

- 中学生にとって身近なスマートフォンの形や大きさで作成されています。
- イラストをふんだんに使い、ページをめくりながら読み進められます。
- ・中学生に親しみやすい言葉遣い(仮名遣い等も含め)を使用しています。
- キャラクターが各ページに登場し、客観的なコメントをしながら進行する形式をとっています。





生命(いのち)の安全教育について

国は令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示しました。この方針の中では、子どもを性被害の当事者にならないよう、生命を大切にすることや、一人ひとりの人権を尊重する態度などを身につけていく「生命(いのち)の安全教育」の推進が掲げられています。さらに、「第5次 男女共同参画基本計画」の第5分野【女性に対するあらゆる暴力の根絶】では、「命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図る」と具体的な取組として挙げられおり、性暴力・性被害の背景にある性差別意識の解消を求めています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会は、学習指導要領改訂の機会を捉え、平成16年に発行した「性教育指導の手引き(教師用)」を改訂し、『性に関する指導の手引き~「生命(いのち)の安全教育」との関連から考える~』を作成しました。

改訂に当たっては、現在及び将来にわたり子どもたちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要であり、いかに社会が変化しようと児童・生徒等が、性に関して正しく理解し、適切な行動を選択できるようにすることを今回の手引きの柱としています。

「性に関する指導の手引き」を活用して、性に関する指導の考え方や指導内容を理解し、家庭や地域とも連携を図りながら、性に関する指導の充実に努めていただくようお願いします。

性に関する指導の手引き(改訂)教師用

県ホームページ「性に関する指導について」より、ダウンロードできます。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/seinikannsurusidou.html



8 かながわの「生命(いのち)の安全教育」の考え方

【生命(いのち)の安全教育の目標】

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底に ある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考 えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

> これまでの取組を土台に「生命 (いのち) の安全教育」の視点を踏まえ、 子どもを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせない教育の充実を図る。

| Г | 主な視点 | 具体的例 | 指導事例・コラムの関係ページ |
|---------|------------|-----------------------------|----------------------------------|
| | (本手引き内マーク) | | |
| | | ・相手が嫌ということはしない、嫌なことは嫌と言 | ・小学校 2年生(生活科)75ページ |
| | | う、デートDV 等 | ・中学校 2年生(家庭科)99ページ |
| 学 | | ・「STOP!THE セクハラ デート DV」「人権教 | ・高等学校 1年生(家庭科)117 ベージ |
| 校 | 人権教育の視点 | 育ハンドブック」「人権教育研修」「セクハラに係 | ・高等学校 2年生(保健体育科)…120ページ |
| 等 | 人権 | るアンケート調査」等 | ・高等学校 2年生(公民科)128ページ |
| (5 |) VIE | | ・高等学校 3年生 (倫理)133ページ |
| ੀ ਨੇ | | | ・コラム「ジェンダーと SDG s について」… 137 ベージ |
| け | 防犯教育の視点 | ・教科等横断的な教育課程編成による指導 | ・小学校 1年生(生活科)69ページ |
| 3 | | ・自分の身を守る、不審者についていかない等 | ・小学校 2年生(生活科)72 ベージ |
| 教 | (防犯) | ・「学校における防犯教育指導資料」 | ・小学校 5年生(体育科:保健)…86ページ |
| 育 | | | |
| 10 | | ・教科等横断的な教育課程編成による指導 | ・小学校 3年生(道徳科)78 ベージ |
| 啓 | 情報教育の視点 | ・個人を特定される書き込みはしない、裸に近 | ・コラム「SNS による性被害に遭わせないために」 |
| 発 | 44.40 | い写真を送らない、自分の裸の写真を送る・送 | 92 ページ |
| ၈ | (情報) | らせる等 | ・中学校 1年生(保健体育科)93ページ |
| 内 | | ・「携帯電話教室」 | ・特別支援学校1年生【高等部(知的障がい)】 |
| 容 | | | (保健体育課〔1段階〕)138ページ |
| の | | ・教科等横断的な教育課程編成による指導 | ・幼稚園 4・5歳児64ページ |
| 充 | 性に関する教育 | ・体の発育・発達、妊娠や出産・性感染症など | ・小学校 低学年(特別活動) 67ページ |
| 実 | で視点 | の教科指導 | ・小学校 4年生(体育科:保健)… 81ページ |
| ı | Otha | ・各校での「いのちの授業」や「性感染症・エイズ | ・小学校 6年生(体育科:保健) … 89ページ |
| | 性 | 防止教室」 | ・中学校 3年生(保健体育科)103ページ |
| | | | ・中学校(特別活動) 108 ページ |
| | | | ・コラム「性感染症予防について」 111ページ |
| | | | ・高等学校 1年生(保健体育科)…112ページ |

障がい者の人権



どうしてマークが必要なの?

1 学習対象

小学校4年生~6年生

2 ねらい

身のまわりにある障がい者に関する様々なマークについて知り、どうしてそのようなマークが必要なのか考えることをとおして、障がい者の人権を守ろうとする意識を育て、行動につなげられるようにする。

3 準備するもの

- Oワークシート
- ○1~5のマークを拡大したもの(黒板掲示用)
- 〇ワークシートの障がいに関するマークのイラストを拡大したもの(黒板掲示用)

4 解説

身近にあるマークをきっかけにして、障がいへの理解を深め、自分には何ができるのかということを考えていくワークです。各マークの名前と意味は、次のとおりです。ワークの実施にあたっては、()内に示した機関のホームページなどを参照してください。

| | マーク | マークの名前と意味 | | |
|---|-----|--|--|--|
| 1 | 5 | 障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。 (公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会) | | |
| 2 | 233 | 身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 (警察庁、神奈川県警察本部) | | |
| 3 | W) | 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 (警察庁、神奈川県警察本部) | | |
| 4 | + | ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要と している方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる ことで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。 (神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課) | | |

5 進め方(展開例) 45分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|----------|--|--|--|
| | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 8分 | ◆アイスブレーキング(6分) ①1~5のマークは、何を表しているのか考え、ワークシートに書く。 (1非常ロ 2温泉 ③キャンプ場 4図書館 5老人ホーム) ②このようなマークで表現することの良さを話し合う。 | ・ワークシートを配付する。 ・1~5のマークを提示する。 ・案内表示や地図記号であることを伝える。 | ・ワークシート |
| | マークで表現することで、「一目で 良さがあることに気づく。 | わかる」「言葉が分からなくても伝れ | つる」などの |
| 展開 32分 | ◆アクティビティ1 「マークから考えてみよう」 ①マークの意味について考え、ワークシート(1)に書く。 ②表のマークの意味と名前を聞く。 ②表のマークの意味と名前を聞く。 『障がいに関するマーク』は、どうして必要なのでしょうか。」 ③障がいに関するマークが必要な理由について考え、ワークシート(2)に書く。 ④書いた内容について、グループで意見交換をする。 ⑤全体に発表して共有する。 ⑥この様なマークを見かけた時、自分にできることを考え、ワークシート(3)に書く。 ⑦全体に発表して共有する。 | ・デがない。 ・デがかせる。 ・それぞれる。 ・でではいったででは、のでははすがののでででです。 ・ででは、のででででででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・ででできる。 ・ででできるである。 ・ででできるである。 ・ででできるである。 ・ででできるである。 ・でででできるである。 ・ででできるである。 ・ででできるである。 ・ででできるである。 ・でできるである。 ・でできるである。 ・でできるである。 ・でできるであるである。 ・でできるであるである。 ・でできるであるであるである。 ・でできるであるであるである。 ・でできるであるであるである。 ・でできるであるである。 | ※ クホ障すー のは、ム者マとの の内へにー 参照 の関 の関 の関 の 関 の 関 の の の の の の の の の の の |

◆まとめ(5分)

• まとめの話を聞く。

まとめ 5分

• 振り返りをワークシートに書く。

- 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。
- 身近にあるマークに興味をも ち、調べていくことについても 声をかけて価値づけする。

・社会には多様な人々が暮らしていることをふまえ、生活をする中で、お互いに相手 の状況や気持ちを理解し、配慮や協力などをすることが大切であることに気づく。

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第14集(小・中学校編) 一」

神奈川県教育委員会(平成26年2月)

「障がい者に関するマーク」 神奈川県ホームページ 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 「新しく生まれた地図記号」 国土地理院ホームページ

「標準案内用図記号ガイドライン2021」 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(令和3年8月) 「障害者に関係するマークの一例」 内閣府ホームページ

アイスブレーキング

黒板に、1~5のマークを貼ります。

○何を表しているマークでしょうか。

1



3

4

5











〇「マークで表す良さ」とは何でしょうか。考えてみましょう。

マークから考えてみよう

| (|)年(|)組()番 | 名前 | | |
|-------------------|--------------|------------------|-----------------------------|----------|--|
| 〇何を表しているマークでしょうか。 | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| (1) 「障が(| ハに関するマーク | フ」について、考 | えてみましょう。 | • | |
| マーク | E | | Y | + | |
| マークの 意味 | | | | | |
| マークの 名前 | | | | | |
| (2) 「障がし | ハに関するマーク | 7」は、どうして | ^{ขอよう} 必要なのでしょう | うか。 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (3) この様な | | た時、あなたにで | できることを考え | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (4) 今日の学 | 学習で学んだこと | ーーーー や、考えたこと? | を書きましょう。 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

5 障がい者の人権

[コラム] ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、19名の生命が奪われるという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい 者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会はともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

ともに生きる社会かながわ憲章

- ー 私 たちは、あたたかい 心 をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私 たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や きべっ 差別も排除します
- ー 私 たちは、この憲 章 の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

へいせい 平成28年10月14日 神奈川県



ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society





神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ~ともに生きる社会を目指して~

令和4年10月21日公布

ここでは、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例について、「わかりやすい版」の言葉をベースに、児童・生徒にも伝えられるように記載しています。条例の詳細については、次ページの二次元バーコードよりご確認ください。

1 条例制定の経緯

平成28年7月26日に、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名のいのちが奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。県は、このような事件が二度と起きないよう、県議会と共同して「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、ともに生きる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

また、障がい当事者等との対話を重ね、障がい者本人の意思を尊重するためには、本人の立場に立たなくてはならないことに改めて気づきました。そして、当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、この条例を作りました(令和5年4月1日施行)。

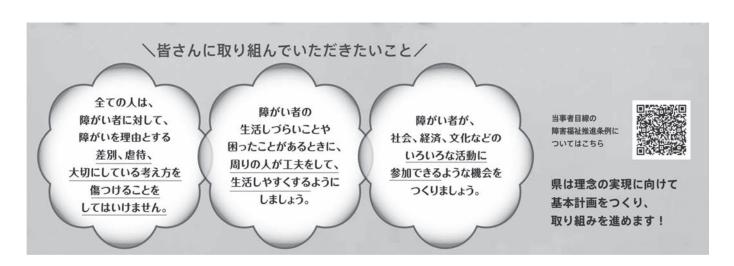
2 当事者目線の障がい福祉

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係するすべての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にする。そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

3 条例のポイント

- (1)目的(この条例を作った目的)
 - この条例には、「当事者目線の障がい福祉」を進めるための大切な考え方、を書いています。
 - ・神奈川県、県民、事業者がすることを明らかにして、「当事者目線の障がい福祉」を進めるため に必要なことを書いています。
 - この条例は、障がい者が障がいを理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができて、 誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくことを目的にしています。
- (2) 基本理念(当事者目線の障がい福祉を進めるための大切な考え方)
 - ① 個人として尊重されること
 - ② 障がい者が自己決定できること
 - ③ 障がい者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
 - ④ 障がい者の可能性を大切にすること
 - ⑤ 障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
 - ⑥ 全ての県民で地域共生社会を実現すること
- (3) 意思決定支援の推進(意思決定支援に取り組むこと)
 - 「意思決定支援」とは、障がい者の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、 働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

- 「障害福祉サービス提供事業者」は、「意思決定支援」をするように努力しなければいけません。
- ・神奈川県は、「意思決定支援」を進めるための情報を伝えます。どこに相談すればよいのか、どんなサポートをしてもらえるかなど、アドバイスする仕組みをつくります。
- 神奈川県は、「障害福祉サービス提供事業者」に「意思決定支援」の研修を行います。
- (4) 障がい者の権利擁護(障がい者の権利を守ること)
 - ・障がい者に関わる人は、障がい者が障害者支援施設やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するときには、本人の気持ちを大事にしなければいけません。
 - 障がい者に関わる人は、障がい者が「意思決定支援」を望んだときには、本人の気持ちを大事に して、「意思決定支援」ができるように努力しなければいけません。
- (5) 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止
 - ・すべての人は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別、虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。
- (6) 社会的障壁の除去(障がい者の生活しづらいことや困ったことをなくすこと)
 - 障がい者から、生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、神奈川県や事業者は負担が大きすぎないときには、合理的な配慮をする努力をします。
- (7) 虐待等の防止(虐待が起きないようにすること)
 - ・神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待が起きないように するために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。
 - 「障害福祉サービス提供事業者」は、障がい者への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。
- (8) 虐待の早期発見等(虐待を早く見つけること)
 - ・神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待を見つけたらすぐ に連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。
 - 神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待を早く見つけて、 早く対応するための仕組みをつくります。
- (9) 生涯にわたる障がい者への支援体制の整備(障がい者の生涯のサポートの仕組みをつくること)
 - ・神奈川県は、障がい者が、必要なサポートを生涯途切れることなく受けることができる仕組みを つくる努力をします。



高齢者の人権



高齢者の思いに寄り添う

1 学習対象

小学校4年生~6年生

2 ねらい

高齢者がどのような思いで日常生活を送っているのか、その思いに触れることで高齢者理解の心を育む。また、高齢者がよりよい生活を送るために、自分にできることを考え、取り組んでいこうとする態度を養う。

3 準備するもの

- Oワークシート
- ○資料(紹介する高齢者/黒板掲示用))

4 解説

内閣府作成の2022年版高齢社会白書によると、65歳以上の人口は、3,621万人となり、総人口に 占める割合(高齢化率)は28.9%となり、今後2042年まで上昇していくと推計されています。

高齢者の人権を考える上では、まず、高齢者の思いを理解することが必要となります。児童には、認知症、体の不自由さ、病気や介護といった、加齢に伴って起こる心身の変化等を直接的に伝えるのではなく、シルバー川柳を読むことを通して気づかせていきます。どうしてこの川柳をつくったか、高齢者の思いはどのようなことなのかと考えることで、児童が高齢者の思いに寄り添っていくことができます。さらに「高齢者」と一括りにするのではなく、一人ひとり違う思いや変化があると考え、高齢になっても活躍する方々を例に挙げ、人は年齢に関係なくよりよく生きていこうとしていることに気づかせます。そして、将来、自分たちも高齢者になることを視野に入れ、高齢者がよりよく生きていくために、今の自分にできることは何か考えさせていきます。

なお、この授業の後に、身近にいる高齢者の方を紹介し合ったり、自分ができることを具体的に考えて実際に取り組んでみたりできると、より高齢者への理解が深まっていくと考えられます。

5 進め方(展開例) 45分

| | J (成用)/)/ 4J /J | | |
|----------------------|---|--|---------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| 時間 導入 7分 | 学習の流れ(活動・内容) ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(5分) 「高齢者って何歳から?」 ①自分の考える年齢とその理由について、ワークシートに書く。 ②書いた内容を、4人グループで発表し合う。 ③各グループで出た考えを発表し合 | 留意事項 ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・ワークシートを配付する。 ・③の後、制度上の高齢者の定義 (下記枠内参照)を伝える。 【世界保健機構・医療制度】 65歳以上を高齢者とする | ・ワークシート |
| | い、全体共有する。 | ※65~74歳…前期高齢者 ※75歳以上 …後期高齢者 【雇用安定法】55歳以上…高 【自動車運転】70歳以上…高 | 年齢者 |

◆アクティビティ(28分)

アクティビティ1

「高齢者の思いを想像しよう」

- ①()に入る言葉を考えて書く。
- 作者は楽しんで川柳を作っていると おさえたうえで、正解や語句の意味 について確認する。

A 朝体操 足がふらつき (フラダンス) B(目が覚める) ことを信じて 早寝する

- ②資料「シルバー川柳」を読み、興味 を持った川柳とその理由を書く。
- ③川柳の作者を想像し、どのような思 う。
- ・ 資料を配付する。

• 資料

- いで川柳を書いたか想像し、話し合
- 想像したことについて、グルー プで話し合わせる。 ・心や体の変化等は、一人ひとり

違っていることをおさえる。

展開 28分

アクティビティ2

「活躍する高齢者に学ぼう」

- ④資料「活躍する高齢者」を読む。
- ⑤それぞれの活躍についてどう感じた か記入し、話し合う。
 - 若宮正子さん(アプリ開発者)
 - 日野原重明さん(医師)
 - 大川繁子さん(保育士)
 - 他 身近な高齢者

- ・アクティビティ1を踏まえ、夢 をもち、目標に向かって生きる 高齢者について紹介する。
- 身近な高齢者の方についての紹 介もできるとよい。
- 時間によっては記入を省略して 話し合わせる。
- 高齢者が活躍するために必要な サポートにも注目させる。
- 加齢による心や身体的な変化等は、一人ひとり違っていることを理解する。
- 高齢になっても夢や目標をもって活躍する人の生き方を知り、高齢者に必要なサポート についても考える。

◆まとめ(10分)

「自分にできることを考えよう」

- 高齢者がよりよい生活を送るため に、自分にできることを考えてワー クシートに書く。
- まとめの話を聞く。

- 身近な高齢者もイメージし、こ れからどのように接するか、感 想もふまえて考えさせる。
- 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。

まとめ 10分

- 高齢者に寄り添うためには、一人ひとりの思いを知ったうえで、その思いに寄り添った うえで何ができるかを考えることが大切である。
- 今後、自分にできることは何かを考えながら、身近な高齢者の方に接していく。

<参考資料など>

「笑いあり、しみじみあり シルバー川柳 宴たけなわ編」

みやぎシルバーネット、河出書房新社編集部編 河出書房新社(平成30年3月刊)

「笑いあり、しみじみあり シルバー川柳 百歳バンザイ編」

みやぎシルバーネット、河出書房新社編集部編 河出書房新社(平成30年9月刊)

公益財団法人長寿科学振興財団 ホームページ

ょ そ こうれいしゃ



| | | | 高齡 | 者の思 | いに寄 | り添 | う | 4 | |
|----|----------------------|-----------|----------------------|------------------------|------------------------|---------------|---------|-----------------------|-----|
| | | (|)年(|)組(|)番 | 名前_ | | | |
| (1 |) 「高 | が着って | 何歳から? | | | | | | |
| | こうれいしゃ 高齢者 | とは | 歳以上の |)人。 | | | | | |
| | | える理由は | | | | | | | |
| (2 |) 「高 | がおいしゃ | いを想像し | よう」 | | | | | |
| 1) | 4 • Β <i>σ</i> |) (|) L7 | 入る言葉を | それぞれ考 | えて、言 | 己入しましょう | ō. | 9 |
| | A | 朝体操 | 足がふらつ | き (| | |) | (72歳) | |
| | В | (| |) | ことを | 着じて | 早寝する | (74歳) | |
| 2 | 「シルハ | ベー川柳」 | の中から、 ^賃 。 | ^{うみ} 味を持った | tthのゅう - 柳を一 | っ う 選び選 | えんだ理由も記 | 記入しましょ | こう。 |
| | ったし え 私 がい | 。 選ぶのは | です。 | 0 | | | | | |
| | | - 理由は… | | | | | | ර් රි ව | 7 |
| | | | | | | | | - | |
| 3 | 「活躍す | | を読んで、そ | それぞれの | 生き方につ | いてどう | 5感じましたが | ኃነ。 | _ |
| | | | | | | | | | ` |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (3 | ため | | 親しい人も のようなこ | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

シルバー川柳

| 1 | ボケたふり | いつの間にやら | 本物に | (73歳) |
|---|-------|---------|--------|-------|
| 2 | 欲しいのは | 介護じゃないよ | 元気だよ | (84歳) |
| 3 | 老いてなお | 家に居ても | おしゃれする | (91歳) |
| 4 | 声変わり | 可愛い孫が | 遠ざかる | (80歳) |
| 5 | 90年 | 続けた趣味で | 生きている | (98歳) |
| 6 | 満点と | 百歳目指す | 孫と祖母 | (66歳) |
| 7 | 縁側で | 子猫に聞かす | ハーモニカ | (76歳) |
| 8 | 孫の手を | つなぐといのち | 惜しくなる | (84歳) |
| 9 | 先のない | 人生なのに | 楽しすぎ | (74歳) |

活躍する高齢者

【新しいことに挑戦する】

1 若宮正子さん(アプリ開発者)



1935 (昭和10) 年、東京生まれ。高等学校卒業後、三菱銀行(現・三菱UFJ銀行)に就職。1989年、男女雇用機会均等法の施行後、管理職に就いた。定年退職後、母親の介護を機にパソコン通信を始める。81歳の2017年に雛人形を正しく配置するiPhone 用ゲームアプリ「hinadan」を開発・配信。この実績から Worldwide Developers Conference2017に招待されて Apple CEO のティム・クックから「世界最高齢のアプリ開発者」と紹介された。

2018年には国連総会で「高齢社会とデジタル技術の活用」をテーマに基調講演。政府の「人生100年時代構想会議」や「デジタル社会構想会議」などに委員として参加。「公益財団法人長寿科学振興財団 Aging&Health 第31巻第1号

いつも元気、いまも現役(IT エヴァンジェリスト 若宮正子さん)」(撮影:丹羽諭)

【一つのことを継続する(生涯現役)】

2 日野原重明さん 聖路加国際病院名誉院長(医師) 105歳(2017年没)



「生活習慣病」という言葉をつくり、予防医療や終末期医療の普及につくした。民間としては初めて人間ドックを開設。国内初の独立型ホスピスを設立。「新老人の会」を発足。(現在、神奈川県では「日野原重明記念かながわの会」として、日野原さんの理念を引継ぎ活動をしている。)小中学生に命の授業を行うなど、命の大切さや平和の尊さを伝える活動に積極的に取り組んだ。「ベストセラー絵本「葉っぱのフレディ」のミュージカル脚本を執筆。「生きかた上手」他、多数の著書がある。2005年文化勲章を受章。亡くなる数か月前まで患者を診続けた。

(写真:2012年(当時100歳)神奈川県ホームページから)

3 大川繁子さん(保育士)



1927 (昭和2) 年、東京生まれ。1945年、東京女子大学数学科入学、46年結婚のため中退。62年、小俣幼児生活団に就職、72年に主任保育士となり、現在に至る。

女性で初めて足利市教育委員、宇都宮裁判所家事調停委員となり、足利市女性問題 懇話会座長などを歴任。モンテッソーリ教育やアドラー心理学を取り入れた今年創立 71年の同園で、60年以上にわたり子どもの保育に携わっている。初めての著書『92 歳の現役保育士が伝えたい親子で幸せになる子育て』(実務教育出版)は2019年9月 に出版され、たちまち5刷となった。テレビでも紹介されるなど話題の人となった。

「公益財団法人長寿科学振興財団 Aging&Health 第29巻第1号

いつも元気、いまも現役(現役保育士 大川繁子さん)」(撮影:丹羽諭)

7

疾病等にかかる人権課題

あなたは、どうしますか? (感染症に対する理解を深めよう)

1 学習対象

小学校4~6年生

2 ねらい

病気についての不確かな情報や噂により、相手を傷つけ、差別してしまうおそれがあることに気づかせる。また、病気の正しい知識を得て、自分にできることを考え、今後の自分の言動につなげようとする態度を育てる。

3 準備するもの

〇パソコン、プロジェクター等、動画を視聴するための機器

0ワークシート1、2

○資料

4 解説

ハンセン病について、国が、全ての患者を強制的に療養所へ入所させ、終生にわたり隔離するなど、 誤った取組を行っていた歴史を知ることをとおして、正確な情報を知る大切さを理解させます。また、 不確かな情報から、無意識の言動により、相手を傷つけ、自分が差別する側になることに気づかせ、実際に自分の身近な人が感染したらどうするのか、どのような行動をとるのかについて考えていきます。

また、ハンセン病について学ぶことで、同様に不確かな情報により不安を感じる他の感染症(新型コロナウイルス感染症など)についても、共通の課題に気づき、今後の自分の言動につなげていけるようにします。

なお、このワークは「未知の病気に対する自分の行動や考えを知る」「病気の正しい知識を得る」 「適切な行動や自分にできることを考える」ことをねらいとした2時間の内容で計画しています。

5 進め方(展開例) 45 分×2

| 5 2077 | 」 (成開切) 43 刀 へ と | | |
|----------------|---|--|----------|
| | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| 1 導入 15分 | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(13分) 「病気に対する自分の行動や考えを知る」 ①自分がとる行動とその理由について考え、ワークシートに書く。 ②考えたことをグループで話し合う。 ③各グループから出た考えを発表し合い、クラス全体で共有する。(数グループ) | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・4人程度のグループで行う。 ・ワークシート1を配付する。 ・ハンセン病について、不確かな情報を示して考えさせる。 ・自分と親しい人の場合を想像し、行動の理由を考えさせる。 ・未知の病気に対しての気持ちを引き出せるよう、お互いに「なぜ、その行動をとるか」と問うように指導する。 | ・ワークシート1 |
| | ◆アクティビティ(30分) 「ハンセン病について知ろう」 (1)ハンセン病元患者のエピソードを視聴 | ・動画を視聴する前に、ハンセン | • 動画① |
| | する。【約11分】 | 病について簡単に説明する。 | |

| 展開 30分 | ①動画を視聴した感想を話し合う。 ②自分が考えていたことと比べる。 (2)元患者の家族のエピソードを視聴する。【約5分】 ①動画を視聴した感想を話し合う。 ②自分が考えていたことと比べる。 ③動画を見て、感じたことをワークシートに書く。 ・ハンセン病は、感染力が弱く、感染しても発病 | ・ハンセン病について新しく知ったこと、考えが変わった部分に注目させる。 ・(1)と同じ流れで(2)①②を行う。 ・動画①②を視聴して感じたことを記入させる。 | ・動画② |
|----------------|---|--|----------|
| ② 導入 10分 | ◆アクティビティ アクティビティ1 (10分) 「不確かな情報に対する行動を考える」 ①自分がとる行動とその理由について考え、ワークシートに書く。 ②考えたことをグループで話し合う。 ③グループで出た意見を全体共有する。 | ワークシート2を配付する。近所の人の場合、自分はどう行動するのか、前の時間に学習したことを思い出させながら、今の気持ちを書き、話し合わせる。(ワークシート1を参照してもよい) | ・ワークシート2 |
| 展開 30分 | アクティビティ2 (30分) 「感染症に対してできることを考えよう」 ①朗読動画を視聴し、感想をワークシートに記入し、グループで話し合う。 ②ハンセン病と新型コロナウイルス感染症の共通点を考え、ワークシートに書く。 ③感染症に対して差別の気持ちをもたないようにするために、自分にできることを考えて、ワークシートに書く。 | ・共通点について考えさせることで、差別してしまう気持ちとどのように向き合っていけばよいのかを考えさせる。 | • 朗読動画 |
| | ◆まとめ(5分) ・まとめの話を聞く。 | 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。 | |
| まとめ 5分 | ・感染症について正確な情報を知ることがで、無意識に避けようとする行動が、偏・他の感染症についても同様であり、正しえていくことが大切である。・今回の授業をとおして、差別は、取り過であると気づくことが大切である。 | 記した。 い判断と行動ができるように、一 | 人ひとり考 |

☆「なぜ、差別をしてはいけないのか」「差別をなくすためにはどうすればよいか」など、 国立ハンセン病資料館の職員等による講話を聴く機会を設けることで、この課題について さらに理解を深めることができると考えられる。

<参考資料など>

資料「ハンセン病について」 国立ハンセン病資料館ホームページ https://www.nhdm.jp/about/disease/動画「ハンセン病を知る~元患者と家族の思い~」(約34分) YouTube 法務省チャンネル

①ハンセン病元患者:森和夫さんのエピソード [3:00~14:15] (約11分)

②元患者の家族: 林力さんのエピソード [22:12~27:26] (約5分)

朗読動画「ウイルスよりも怖いもの」(第40回全国中学生人権作文コンテスト大会記念賞:約7分)

YouTube 法務省チャンネル

あなたは、どうしますか?

()年()組()番 名前_____

| 1 | 昔、次のような病気が、はやりました。 | |
|---|--------------------------------------|------------------------------|
| | 主な症 状 | |
| | 手足がしびれる(麻痺してくる) | ・汗がでなくなる |
| | *痛い感覚がなくなる | • 熱い、冷たいという感覚がなくなる |
| | 視界がかすむ | 体がとてもだるくなる |
| | がかせん感染する | ・体の一部が変形してしまう |
| 1 | 自分がその病気にかかりました。あなたは、 なぜ、そうするのですか? | どのように過ごしますか? |
| | | |
| | | |
| | | |
| 2 | あなたの親しい人がその病気にかかりました なぜ、そうするのですか? | E。あなたは 、 どうしますか? |
| | | |
| | | |
| | | |
| 2 | えいそう 映像を見て、感じたことや考えたことを書き | きましょう。 |
| | | |
| | | |
| | | |

あなたは、どうしますか?

| | () 年() 組() 番 名前 |
|---|---|
| 1 | 「近所の人がハンセン病にかかった」という。噂が聞こえてきました。 あなたは、どうしますか? なぜ、そうするのですか? |
| | |
| 2 | w像を見て、感じたことや考えたことを書きましょう。 |
| | |
| 3 | ハンセン病と新型コロナウイルスには、どのような共通点があると考えますか? |
| | |
| 4 | がんぜんしょう 感染症に対して、差別の気持ちをもたないようにするために、 自分にできることは何でしょうか? |
| | |

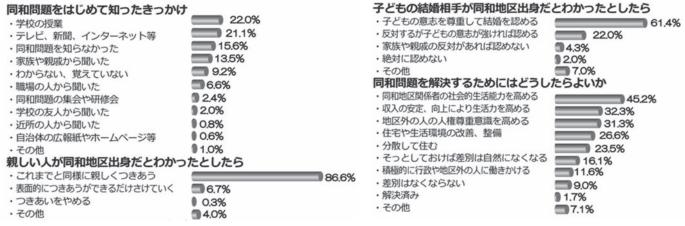
8 同和問題(部落差別)

[コラム] 歴史学習から自分の生き方につなげるために

「同和問題」と聞くと、"あまりよくわからない""自分の身近にはない問題"と感じる人が多いのではないでしょうか。また、学校現場でも、"知ってはいるけれど、どう教えたらいいのかわからない"という声を聞くことがあります。

資料1からもわかるように、差別や偏見が、なくなっていない現実があります。また、近年では、偏見に根差したインターネットへの書き込み等新たな問題も起こっています。同和問題は、いまだに解決できていない問題としてとらえるとともに、私たち一人ひとりの問題として正しく理解し、考え、解決していくことが大切です。

〈資料1〉同和問題についての意識調査



(平成25年神奈川県実施「県民ニーズ調査」)

1 同和問題(部落差別)とは

日本の歴史の中で、人為的に形づくられてきた身分制度により、一部の人々が差別され基本的人権を奪われ、住居や職業、結婚等を制限されるようになりました。特定の地域(「同和地区」または「被差別部落」とも言う)出身者であることやそこに住んでいることを理由に差別される人権問題です。

2 差別の歴史的背景と現在に至るまで

室町時代以前に、差別された人々が集まって住んでいた地域はあったと言われています。その頃から室町時代にかけては、政治的につくられたというよりも、その時代の人々の自然界への畏れや死にかかわる「けがれ観」などが、特定の技術、能力を持った人や集団に対する畏れや差別を生じさせていったと思われます。例えば、地震や洪水といったような自然現象や人や動物の生死など、理解しがたい事象を「けがれ」として非常に恐れていました。そして、「けがれ」の反対語を「きよめ」と言い、けがれを清めることから大切にされてきました。そのころ、大きな川の河原にすむ人々が現れ、庭造りや屋根葺き、能楽や猿楽などの芸能や神事、牛馬の解体や死体の処理等、死に関わることを生業としていました。これらの人々は「河原者」と呼ばれ、人知の及ばない霊力や能力をもった存在とされてきましたが、時代が下がるにつれ差別される対象にかわっていきました。

江戸時代になり徐々に、江戸幕府は、武士や百姓、町人とは別の身分を制度化し、江戸時代中期以降厳しい締め付けを強化する中、次第に差別も厳しくなっていきました。その中でも、被差別身分の人々は、農業、牛馬の皮革加工、草履や雪駄づくり、村や町の警備、城や寺社の清掃など、優れた技術を持ち、文化を継承し社会を支えてきました。

明治時代になると解放令によって、身分制度は廃止となり、制度上はみな平民となりました。しかし、 人々の差別意識はなくならず、さらに、職業も自由に選べるようになったことで、身分に伴って認められ ていた皮革加工等の権利がなくなり、被差別身分だった人々への社会的・経済的差別は厳しい状況が続い ていました。こうした状況の中で、差別からの解放を求める運動が各地で始まりました。

大正時代になると、同和地区・被差別部落の人々が自らの手で全国水平社を創設し、「人の世に熱あれ、 人間に光あれ」という言葉で結ばれた「水平社宣言」が採択されました。この宣言は、日本の歴史上、当 事者自身から発せられた初めての人権宣言として、大きな意義をもっています。(令和4年は、水平社創立 100周年の年に当たります。)このような解放運動は各地に広がっていきました。

そして、昭和に入ると、基本的人権の尊重がうたわれる日本国憲法が制定されますが、生まれや家柄を 重く見る風潮により、日常生活や就職、結婚などで差別は続きました。そこで、国も問題の解決をめざし、 昭和40年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申が "同和問題は、憲法に保障され基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は、国の責務 であり、同時に国民的課題である"としました。それを受け昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制 定され、それから33年にわたって施行され、生活環境の改善等では、一定の成果を上げることができまし

しかし、今日でも、同和問題の解決を妨げるような事態が起きています。就職時に本人の能力や適性と 関係のない本籍地や親の職業を質問されたり、インターネットの掲示板に、かつての同和地区・被差別部 落の地名が流されたりしています。また、結婚等にあたっても身元調査等同様のことが見受けられます。 このように、差別意識は、解消された状況にあるとはいえません。

平成28年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在 するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別 は許されないものであるとの認識が示されています。

3 同和問題を学習の中でどう取り上げるか

同和問題を解決していくためには、いかに私たち自身が考えて、行動していくかが大切です。学習の中 で取り上げるときには、人権問題の一つとして、「差別はいけない」と教える授業で終わらせるのではな く、身近にある様々な人権にかかわる問題とも関連付けながら、「なぜ、差別することを改めなかったの か」という視点で、自分と重ねて考えていくことが重要です。

ここでは例として、小学校6年生社会科の歴史学習の中での位置づけを示しました。公民としての資質・ 能力を育成する社会科の学習は、学習そのものが人権につながっています。教師の事前準備として、教科 書や補助資料をよく読んだり、学年やまわりの教職員と話し合ったりすることはもちろんですが、年間計 画の中で計画的に取り上げ、他教科や行事などとの関連を図りながら、授業を創ることが大切になってき ます。

「人権学習ワークシート集VI 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第 15 集)―」神奈川県 教育委員会(平成 25 年 2 月)の「7 同和問題について考える」(P41〜48)の中に、 被差別部落の歴史学習における研究成果等を例示してあるので参考にしてください。

なお、これからの知識の整理は、あくまでも人権を尊重する態度を養うために必要で あるということを理解してください。



<6年生の歴史学習で同和問題にかかわる内容の例>

<歴史学習のテーマ>当事者の考え方や生き方にふれ、自分と重ねて考える

室町時代

「室町文化」差別されていた人々が生み出した文化が、今 の日本文化につながることを考える。

- 庭園 (銀閣寺、龍安寺)
- 能楽(観阿弥、世阿弥)等

「刀狩令」兵農分離が進み、太閤検地と合わせて、身分の 再編が進んだことに気づく。

| <資料や | 学 | 他 | 他 |
|--------|------|--------|------------------|
| 関連事項等> | 4 年 | 教 | $\tilde{\sigma}$ |
| ・銀閣寺と | 学 | 科か | 人権 |
| 又四郎 | 級 | 行 | 問 |
| | 目:標: | 事と | 選し |
| | اع ا | о О | <u></u> の |

連

江戸時代

「身分制」人口の割合グラフの、百姓や町人とは別に、身分 上厳しく差別をされてきた人々は、仕事や住む場所を制限さ れ、村や町の祭りへの参加を拒まれるなど厳しい差別をうけ てきた。しかし、厳しい差別をうけながらも、荒れた土地を 開墾し年貢を納めたり、すぐれた技術で人々の生活に必要な 用具を作成したり、芸能で人々を楽しませたり、役人のもと で治安維持など社会を支えていたことを知る。

「解体新書」杉田玄白が人体解剖を見学した際に、解剖をし ていたのは差別されていた人々であることから医学の発展に も貢献したことを知る。

「渋染一揆」別段御触書を出された人々が嘆願書を出し、御 触書を撤回させたことを調べ、差別に対して戦った人々の思 いと一揆が増加していく時代背景を共に考える。

明治時代

「解放令」解放令が出されても、差別がなくならなかったこ とを知り、差別が人々の心に根強く残っていることについて 考える。

大正時代

「水平社宣言」すべての人の尊厳を守ることで、差別をなく していこうと、自ら立ち上がった人々の思いや願いを水平社 宣言から考える。

「義務教育無償化運動」教科書無償化運動を知 り、義務と権利について、自分の日常生活と 日本国憲法のかかわりについて考える。

- 人口の割合グラ フ
- ・人体解剖の見学 の絵
- 蘭学事始
- 別段御触書
- 倹約令
- 嘆願書
- 解放令
- 富国強兵
- •田中正造と足尾 銅山鉱毒事件
- 水平社宣言
- 两光万吉

人権問題との 学級目標との関連 事との 例 ちがいを認め合おう

他

あ

相手の立場に立って考えよう

など

これからの自分の生き方について考える

低学年から、様々な人権問題(いじめの問題、外国人にかかわる問題、障がい者差別等)や 多様性について学んでおく

同和問題を考え、解決していくことは、自分の中にある差別や偏見と向き合うことから始まります。 差別は、差別される側に原因があるのではなく、差別する側に問題があることを理解することが大事です。 また、差別には合理的な根拠はありません。差別する人間がいるから差別問題は起きるという視点に立ち、 同和問題から見えてくる様々な差別や偏見に対して教職員自ら考え、解決に向けて取り組む必要があります。

<参考資料など>

「同和問題の正しい理解のために」人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして 神奈川県・神奈川県教育委員会(平成28年3月)

「人権学習ワークシート集V――人権教育実践事例・指導の手引き(高校編―第14集)―」

神奈川県教育委員会(平成25年2月)

「人権学習ワークシート集VI ―人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第15集)―」

神奈川県教育委員会(平成28年2月)

同和問題の正しい理解

県教育委員会が昭和53年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」は、平成25年3月に改定された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて整理されました。

国の動きとして、平成28年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日施行(参考資料1)されました。立法に先立ち、衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)及び参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)(参考資料2)がなされています。

この法律は、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である事に鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものであります。同和教育の授業を実践する前に、次の図書を読了することをお勧めします。

なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付しています。

- •「これでわかった!部落の歴史 私のダイガク講座」 上杉 聰著 解放出版社(平成16年)
- ・「ビジュアル部落史第1巻~第5巻」 大阪人権博物館(編) 解放出版社(平成18~20年)
- 「神奈川の部落史」

「神奈川の部落史」編集委員会(編集代表 藤野 豊)編・著 不二出版社(平成19年)

- 部落史ブックレットNo.1 「部落の歴史に学ぶ」 神奈川部落史研究会(平成25年10月)
- ・部落史ブックレット№2「近代神奈川の歴史を問い直す」 神奈川部落史研究会(平成29年2月)

<参考文献など>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会(令和4年4月)

参考資料1

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する 状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるこ とに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする とともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別の ない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

- 第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

- 第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

参考資料2

衆議院法務委員会における附帯決議

平成28年11月16日

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

平成28年12月8日

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう 努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因 を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように 留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

外国籍県民等の人権



ちがいをみとめ、みんなで生活しよう

1 学習対象

小学校4年生~6年生、中学生

2 ねらい

自分にとっての当たり前が、他の人にとっては必ずしもそうではないことに気づき、ちがいを認め、 共に生きる多文化共生の心を育む。

3 準備するもの

Oワークシート

○国や地域の国旗カード(授業で扱う国や地域のもの)

4 解説

令和4年1月1日現在、神奈川県における住民基本台帳上の外国人数は222,018人で国・地域数は172か国となっています。コロナウイルス感染症の流行の影響等から、少し減少がみられたものの、国・地域数ともに非常に多くなっています。外国籍県民が増加する中で、多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことのできる人権感覚を児童・生徒に育成することが大切です。

このワークでは、外国の学校の様子や日常生活の様子を参考にしながら、自分自身の当たり前の感覚を見つめなおすことで、異なる文化とのつながりがある友だちと、どう関わるとよいかを考える機会とします。自分の国の文化と外国の文化の共通点や相違点に対し、前向きに理解していこうという意識を高め、多文化の中で共生していこうとする意識を育てていきます。

5 進め方(展開例) 45分または50分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----|---|---|---|
| | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 | ◆アイスブレーキング(8分) 「ワールドじゃんけん」・様々な国や地域のかけ声でじゃんけんに挑戦する。・クラスの児童・生徒数に応じて何種類かかけ声を決める。 | クラスに外国につながりのある 児童・生徒が在籍している場合 には、その母国語のじゃんけん を取り上げるとよい。勝ち負けにこだわらず、仲良く 活動することが目的であること を伝える。 | 国や地域の 国旗カード (提示用) |
| 10分 | (例)・韓国 「가위、 바위、보! (カウィ、バウィ、ボ!)」 ・アメリカ 「Rock, paper, scissors! 1! 2! 3! | | |
| | 自分にとって当たり前に行っている あり、ちがいがあることに気づく。 | じゃんけんについても、外国では様 | 々なやり方が |

◆アクティビティ(小30分、中35分) 「ちがいをみとめ、みんなで生活 しよう」 アクティビティ1 ①外国の学校生活のクイズをしながら クラスに外国につながりのある • 参考資料 日本の学校との違いに気づく。 児童・生徒が在籍している場合 学ぶ教科、時間割、持ち物、服装、 には、その国の学校の様子をク 給食、掃除、行事、休日、義務教育 イズにする。その際、当該児 の期間など 童・生徒と相談の上、本人を出 題者とするなど活躍の場とする とよい。(参考資料) ②自分が外国の学校で生活することに 日本との違いのみではなく、な なったら、実際に何に困りそうかを ぜそのような違いがあるのか、 考える。 日本と外国の両方の文化のよさ やおもしろさにふれる。 展開 言語の違い等から、いろいろな 意見が出ることが予想される 小学校 が、軽くふれる程度にとどめ 30分 る。 中学校 アクティビティ2 35分 ③例示された学校生活の場面から外国 ワークシートを配付する。 • ワークシート につながりのある児童・生徒に対し ・参考資料を読み聞かせる。 • 参考資料 どのように関わることができるか考 • 机間指導で活動の様子を確認 え、ワークシートに書く。 し、書くことができていない児 童・生徒には口頭で聞き取るよ うにする。 4個人で考えたことをグループで共有 ・3、4人程度のグループで意見 する。 交換ができるようにする。 ⑤例示された学校生活の場面の続きを • その国の文化や宗教上の理由で ピアスをしている場合があるこ 聞く。 とを知る。 考えたことをグループ、または ⑥自分はどのような支援ができるか (行動をとるか) 考える。 全体で共有する。 ◆まとめ(5分) • まとめの話を聞く。 授業をとおして児童・生徒から 学習のふりかえりをする。 出された考えや記述をもとに、 ねらいをおさえ、まとめる。 まとめ 自分にとっては当たり前と感じていることは、文化や生活環境から一人ひとり異な 5分

<参考資料など>

っていることに気づく。

いう意識を高め、行動することが大切である。

「世界の学校を見てみよう!」 外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/index.html 「世界の学校生活を比べてみよう!」 株式会社明治ホームページ

• 自分の国の文化と外国の文化の共通点や相違点に対し、前向きに理解していこうと

https://www.meiji.co.jp/meiji-shokuiku/worldculture/schoollife/

ちがいをみとめ、みんなで生活しよう

| () 年() 組() 番 名前 |
|--|
| 〇外国からの転校生Nさんがピアスをして登校してきました。どのような関わり方ができる か考えてみましょう。 |
| ピアスに気づいたあなたは、どうしますか? |
| ①あなたは、ピアスをして登校してたことに気がつきました。あなたはどうしますか。 |
| |
| ②そう考えたのは、どうしてですか。 |
| |
| ③先生のお話を聞いて、あなたがNさんのためにできることは 何でしょうか。 |
| Oふりかえり今日の学習をとおして、気づいたことや感じたこと、学んだことについて書きましょう。 |
| |

アクティビティ1 <クイズ例>

「外国の学校生活のクイズをしながら、日本の学校との違いに気づく」

〇 新年度

日本では、新年度が4月から始まります。では、次の国は新年度は何月から始まるでしょうか。 答え

オーストラリア → <u>1月</u> 韓国 → <u>3月</u> タイ → <u>5月</u> アメリカ → <u>9月</u>

〇 学ぶ教科

日本の小学校で勉強する九九は9×9までが一般的ですが、イギリスの学校ではいくつまででしょうか。

①7×7 ②9×9 ③10×10 ④12×12 答え ④12×12

では、インドではどうでしょうか。

①9×9 ②12×12 ③15×15 ④19×19 答え ④19×19

世界中で、様々な授業が行われています。次のうち、本当にある授業はどれでしょうか。

①演劇 ②環境 ③手話 ④日本語

答え すべて正解 → ①演劇(アメリカ) ②環境(スイス)

③手話(ニュージーランド) ④日本語(オーストラリア)

〇 時間割

インドネシアでは、学校は朝何時に始まるでしょうか?

答え 朝 7 時 → 生徒の多くは朝 4 時 30 分のお祈りから 1 日が始まります。

〇 給食

世界には、朝食やおやつが給食になっている国がある。〇か×か。

答え ○ → ペルーでは、学校が朝8時から午後1時までで、朝食の給食が出る学校があります。 ブルガリアでは、給食がない代わりに、午前10時におやつが出る学校があります。

〇 休日

日本の学校は、土曜日と日曜日が休みの日となっています。では、次の国の休みは何曜日でしょうか。 イラン 答え <u>木曜日と金曜日</u> バーレーン 答え <u>金曜日と土曜日</u>

〇 義務教育の期間

日本では小学校は6年間ですが、次の国の小学校は何年間でしょう。

ロシア 答え 4年間 ケニア 答え 8年間 ベトナム 答え 5年間

アクティビティ2 <学校生活の例示①>

「③例示された学校生活の場面から外国につながりのある児童・生徒に対しどのように 関わることができるか考え、ワークシートに書く。」

ある日、クラスに転校生が来ることになりました。その転校生は女の子で、外国からやってきます。

「どんな子がくるのだろう?」「どんな言葉を話すのかな?」「仲よくなるにはどうすればいいのかな?」クラスのみんながわくわくした気持ちになっていました。

朝の会に、担任の先生といっしょに、エジプトからの転校生「Nさん」がやってきました。担任の先生から、クラスのみんなに「Nさんはまだ学校のことがわからずいろいろと大変だろうから、みんなで教えてあげたり、助けてあげたりしていきましょう。」と話がありました。

その後、あることに気づきました。なんと、Nさんの耳にはピアスがついているではありませんか。学校でピアスをつけているのはNさんだけです。

ピアスに気づいたあなたはどうしますか。

アクティビティ2 <学校生活の例示②>

「⑥例示された学校生活の場面の続きを聞く。」

外国では、その国の文化や宗教上の理由でピアスをしている場合があります。例えばエジプトでは、魔除けの意味で赤ちゃんにピアスをするということが一般的に行われているそうです。

エジプトでは、生後7日目に"スプー"と呼ばれる誕生祝いを行い、名づけとともにピアスの穴あけをします。これは、家族や親戚で盛大に祝う儀式となります。儀式の一環として身につけたピアスは、とても大切なものとして認識されています。

エジプト以外の国では、インドが宗教的な文化で乳幼児からピアスを身につける習慣があります。

他にも、ブラジルやスペイン、フィリピンなど多くの国において子どもの頃からピアスを身につける文化があります。

世界には、生まれた時に親から贈ってもらったピアスをずっと身につけ、成長していくという国が存在するのです。

10 貧困等にかかる人権課題

【コラム】子どもの貧困(学校、教職員の役割)

こんな経験ありませんか?

- ●「上履きのかかとを踏むのは、やめなさい。」
- ●「授業中に居眠りするのはやめなさい。いつもじゃないか。」
- ●「どうして部活動に来ないの?毎日、まじめに参加しなさい。」



みなさんは、このような言葉で子どもを注意したことはありませんか。「上履きを踏むこと」「授業中に居眠りをすること」「部活動に来ないこと」などについて、「(子どもが)悪い」「なんで当たり前のことができないのか」と決めつけてはいないでしょうか。

もしかしたら、子どもたちは、わたしたちが気づいていない思いを抱えているかもしれません。

例えば、こんな思いを抱えている可能性も・・・

- ○「上履きは小さくなっているから、履けない。
 - お母さんには言えない。お母さんは働くのに精一杯だし。」
- ○「勉強したい気持ちはある。夜は、お父さんが帰ってくるまで、
 - 弟と妹にごはんをつくってお風呂にも入れて、洗濯だってしているのに。」
- ○「部活動に行けるものなら行きたい。
 - でも、ユニフォームや用具が買えないから、練習もできないよ。」

このように、子どもたちが抱える思いの背景には、「子どもの貧困」があるのかもしれないと想像してみます。「貧困」という自分ではどうしようもできない状況にある子どもたちの悩み、思いを知り、学校、教職員としてできることを考え、支えていかなければなりません。

そのためには、家庭の状況、その中で子どもたちがどのように暮らしているのか、その現実を正しく理解しようとするところから始めましょう。

わたしたちにできることは何だろう

① 貧困について知ること

2020年(令和2年7月)に公表された国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、2018年の子ど <u>もの貧困率(※1)</u>は13.5%、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らして いることになります。また、<u>相対的貧困率の15.4%、子どもがいる現役世帯の世帯員でみると12.6%</u> <u>であり、さらにそのうちのおよそ半数48.1%がひとり親世帯であることも大きな問題</u>となっています。 このことから、日本の貧困問題は深刻であることがわかります。

神奈川県が行った子どもに係る支援や相談に携わる方を対象にした「子どもの貧困に関する意識調査」(2017年)によると、貧困の状況にある子どもが困難を抱えていると感じていることは、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」が 55.8%で最も多く、次いで「学習についていけない」が 49.5%、「自己肯定感・自尊感情が低い」が45.5%と、およそ5割の方が回答しています。(図1)

このことから分かる貧困家庭の状況として、例えば、親が深夜まで仕事をし、家に帰れない、帰ってからも疲れからすぐに休むという生活の場合、ほとんど子どもだけで過ごさなくてはいけなくなり、基本的な生活習慣を身につけられないばかりか、親とコミュニケーションを取る機会が減ってしまうことが考えられます。コミュニケーションは成長過程において重要な要素です。親に相談しても受け止めて

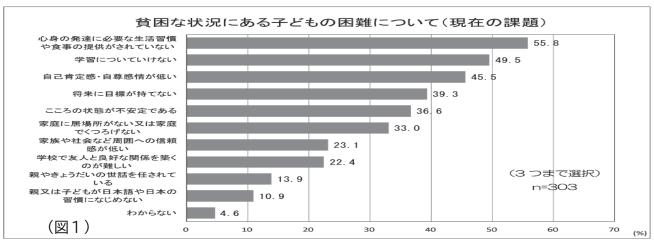


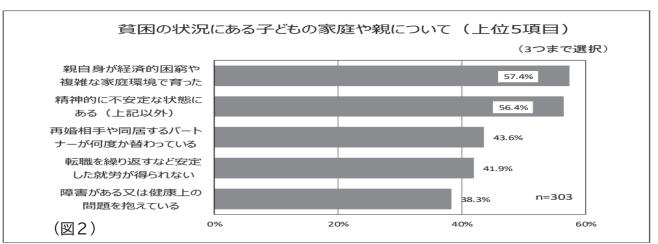
もらえなかったり、相談したいことがあっても、親を気遣って相談できずにいたりと孤独感を深めていくことも考えられます。

そうした家庭の中で生活している子どもに対して学校で教職員が、冒頭に示したような対応をしたとしたら、子どもは「自分は人と違う」とか、「大人はどうせわかってくれない」といった気持ちから周囲への不信感をもつことにつながります。

また、「勉強がわからない」「教えてほしい」と思っても誰かに頼ることができないので、宿題をする習慣も身につかないなど学力低下につながったり、「夢を叶えたい」と思っても、進学ができず、将来の選択肢が限定されてしまったりといった傾向があり、家庭の状況によって教育格差が生まれてしまっています。(「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」2020年)

こういった状況は、その子どもが親になってからも影響し、貧困は連鎖すると考えられています。 「貧困の連鎖」とは、低所得世帯の子ども達が将来低所得者になる可能性が高く、貧困から抜け出すことができないことをさします(図2)。これを断ち切るためには、子どもやその親の貧困に対して、「自己責任だ」と断じるのではなく、誰もが社会状況の変化によっては、貧困に陥る危険性があると認識することが大切です。また、自己責任論は「機会の平等」があって初めて成り立つ理論です。人は生まれた時から、生活環境、経済的余裕、食事、教育、など様々な要素が平等ではありません。子どもの貧困の連鎖を断ち切るには、「社会全体で解決していく」という意識を持ち続けることが重要と言えます。子どもたちの現状から、最も身近な支援機関である学校、教職員ができることを考えましょう。(※2)





(「子どもの貧困に関する意識調査」より一部抜粋)

(※1) 相対的貧困率とは、生活状況が自分の所属する社会の大多数よりも、相対的に貧しい状態にある人の割合をさす。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない割合になる。OECDの基準によると、相対的貧困の等価可処分所得は、127万円以下(2018年時点)である。

Point

(※2) 「貧困家庭だからこうなるにちがいない」と決めつけ、偏見や固定観念をもってしまう ことは、さらに「貧困の連鎖」を助長させることにもつながることを意識してください。

○すべての教職員で子どもの生活背景を把握し、組織的に対応する

- ・日ごろから人権に関するアンテナを高くし、子どもの見せる変化を見過ごさない
- 情報共有方法の確認(職員会議、学年会議、ICTの活用等)
- ・必要に応じて関係教職員等でケース会議を行い、支援のための方針を立てる





チーム学校(ケース会議)

○就学援助や奨学金等についての情報提供と積極的な声かけ

- 生活背景を踏まえ、受けられる支援については必ず情報提供する
- 支援を受けることは子どもの学ぶ権利を守るためのセーフティネットであることを伝える

⇒生活困窮者自立支援制度ポータルサイト

栄養職員 等

生活困窮者自立支援法に基づき、市や県(町村所管)に専門の相談窓口を設け、生活に関わる様々 な困りごとの相談に応じています。(神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部生活援護課)

(URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f530760/index2.html)

「生活困窮者自立支援制度ポータルサイト」二次元コード⇒

外部機関等との連携

○関係機関との情報共有、連携

- 子ども家庭センター(児童相談所)や市町村福祉部局、児童養護施設との連携
- ・ 地域との連携

(民生委員と連携する、子ども食堂等居場所づくりの取組を把握し、つながっておく 等)

⇒子ども専用 人権・子どもホットラインについてのご案内(子ども家庭センター等) 子どもからの人権に関わるような悩みの相談を受けます。

(URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/rights-of-children/hotline-children.html)

「子ども専用 人権・子どもホットライン」二次元コード⇒



子どもの居場所(子ども食堂)や支援情報をまとめたポータルサイトです。

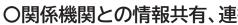
(神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部次世代育成課)

(URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f536929/p1229083.html)

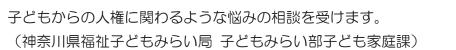
st☆ 「子どもの居場所ポータルサイト かながわスマイルテーブル」二次元コード⇒



出典:大阪府教育センター人権教育研究室 人権教育リーフレット「子どもの貧困①」改訂版 2022年







貧困家庭の子どもたちが、自分の将来に希望をもてる社会を実現し、一人ひとりの子ども自身が幸せを実感できるようにすることが求められています。

神奈川県では、幸せを体現するものを「笑い」ととらえ、<u>「子どもたちの笑いあふれるかながわ」</u>をめざし、一人ひとりの子どもに着目し、子どものライフステージにも視点をあてて、取組みを進めています。

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を 実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざします

「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」(2020年)

「貧困の連鎖」を断ち切るためには、ライフステージにおいて、学校が果たす役割は重要です。学校に子どもたちの「笑い」があふれるように、<u>「(子どもたちの生活背景を)早期に把握し、支援につな</u>**げること**」を第一に考え、前のページを参考にして、学校としての支援体制を構築しましょう。

③ 安心できる人間関係が「貧困の連鎖」を断ち切る

貧困から「頑張ってもどうせうまくいかない」と将来に希望をもてなかったり、周囲の友だちと比較して自分たちの生活や家族を否定的に捉えて、人間関係を築けなかったりする子どもがいます。これをどのように改善し、望ましい人間関係をつくっていくかを考えると、人とのかかわりを学ぶ場として、学校の果たす役割は大きいといえます。

人間関係を築く基盤にあるのは信頼関係です。そしてそれは教職員と子ども、子ども同士のかかわりを通して築かれていくものです。どのような場合であっても、「先生は、自分のことを理解しようとしてくれる」「受け入れようとしてくれる」「一緒に考えようとしてくれている」という安心感が、子どもの大きな支えになります。教職員が、一人ひとりの子どもはがかけがえのない存在であるという認識をもち、よさを認めながら子どもとかかわっていくことが大切です。

これらのことは、貧困に苦しんでいる子どもたちに限らず、全ての子どもたちにあてはまることです。 まずは教職員がモデルになり、子どもの理解を深めると共に、子どもたちに温かい言葉をかけていくこ とで、子どもたちは、子ども同士のかかわり方を学び、少しずつ人間関係を築く力を育んでいくのでは ないでしょうか。

話しやすい雰囲気づくり

あなたはかけがえのない存在である、あなたの話を「聴いている」というメッセージを言葉や態度にこめて返していくと、子どもは安心して話せるようになる。

子どもの気持ちを受け止める

子どもの話を一方的に「批判」したり「評価」したり、 さらには「忠告」したりせず、子どもの気持ちを受け止め、また、それに対する自分の気持ちを素直に子どもに伝える。

一緒に解決策を考える

子どもが何をしたらよいのか解決の糸口がつかめず困っている時に、子どもを責めたりするのではなく、相手に寄り添い、具体的な質問をしながら一緒に解決策を考える。

<参考資料など>

「2019年国民生活基礎調査」 厚生労働省(2019年)

「子どもの貧困に関する意識調査」 神奈川県(2017年)

「神奈川県子どもの貧困対策推進計画2020-2024」 神奈川県(2020年)

人権教育リーフレット「子どもの貧困①」改訂版 大阪府教育センター人権教育研究室(2022年)

「学級・ホームルーム担任のための教育相談第16集 人間関係を築く力を育てるために」

栃木県総合教育センター(2008年)

犯罪被害者等の人権



あなたには、なにができるかな

1 学習対象

中学生

2 ねらい

犯罪の被害者はどのようなことに困っていて、どのような気持ちでいるのかについて考えることをと おして、自分の言動をみつめ、自分にできることを考える。

3 準備するもの

Oワークシート

○資料(掲示用資料として拡大する)

4 解説

このワークでは、「犯罪の被害に遭う」とはどういうことなのか、そして、犯罪被害者に対してどのような態度で接したり、言葉をかけたりすればよいのかを考えます。

同じ言葉であっても、相手や状況によって受け止め方が違うこと、犯罪の被害とはそのことが起きた時だけで終わるわけではないことに気づくようにするとともに、「自分にはどんなことができるか」ということを考えられるように展開し、自分の言動を見つめ直すことや、まわりの人の人権を大切にすることとつなげられるようにします。

5 進め方(展開例) 50分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----------|---|---|------|
| 導入 10分 | ◆学習の確認(2分)・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・加害者も含めて生徒や家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、十分に配慮をしたうえで授業を展開する。・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| | ◆アイスブレーキング(8分) 「そう言ってくれて、元気が出た よ!」 ①友だちや保護者からかけられた言葉 で元気が出たことを想起する。 | ・4人程度のグループで行う。 | |
| | ②グループで順番に話す。 ③全体に発表し、共有する。 | 出てきた言葉については、黒板 に板書して、残しておく。 | |
| | ・言葉は相手を励ましたり、喜ばせたり |)することができる。 | |
| | | | |

| | ◆アクティビティ(35分) ①【事例(前半)】を読み、AさんやA さんの家族、Bさんの気持ちについ て考え、ワークシート(1)~ (3)に書く。 | ・ワークシートを配付する。 | ・ワークシート |
|-----------|---|--|---------------------------------|
| | ②全体で共有する。 | ・出た意見を否定せず、受け止めるよう促す。 | |
| 展開 | ③【事例(後半)】を読み、この先、A さんにどのような問題が起こるのか 考え、資料1を参考にワークシート (4)を書く。 | 資料1~3を配付する。【事例(後半)】と資料1を参考に二次被害(※)について説明し、考えるための手だてとする。 | ・資料1 ※資料上の「二 次的被害」と 同意 |
| 35分 | ④「友人なら、Aさんに対して、何ができると思いますか。」「クラスメートなら、Aさんに対して、何ができると思いますか。」について考え、(5)、(6)に書く。 | ・クラスの中には、Aさんとあまり親しくない生徒がいることも 想定して、その場合は、どんな ことができるかを考えるよう促 す。 | |
| | ⑤グループで話し合い、考えを共有す る。 | | |
| | ⑥全体で共有する。 ⑦資料3の~被害当事者の言葉から~ の説明を聞き、どのような言葉や行 動が望ましいのか考える。 | ・資料3を説明する。 | • 資料3 |
| | ◆まとめ(5分) ・まとめの話を聞く。 | 励ます言葉であっても、相手の 立場に立って考えることの大切 さについて考えさせる。 | |
| まとめ 5分 | ・相手の気持ちに寄り添い、支援や配属・犯罪被害者に対してだけではなく、人を傷つけていることはないのか、 | 普段の生活でも、自分の何気ない言動 | 動がまわりの |
| | 授業をとおして感じたことを書く。 | ・必要に応じて、相談窓口などの機関を紹介する。 | •資料2 |

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集団 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第17集)―」 神奈川県教育委員会(令和4年3月)

「二次的被害について」 大分県 県民生活・男女共同参画課

「『犯罪被害』についてともに考えるための手引き」岡山県県民生活部くらし安全安心課(令和2年2月)

あなたには、なにができるかな

()年()組()番 名前_____

| 【事例(前半)】 |
|---|
| 中学3年生のAさんは、中学校のテニス部に所属し、同級生のBさんとダブルスを組んでい |
| ました。Aさんの家族もとても熱心で、サポートや試合の応援を日頃から行っていました。 |
| 2週間後には中学校最後の大会が控えていて、Aさん自身はもちろんのこと、家族もとても |
| 楽しみにしていました。 |
| ある日の部活動からの帰り道、Aさんは交通事故にあってしまいました。Aさんと接触し |
| た車の運転手は飲酒運転をしていて、ハンドル操作を誤って歩道にはみ出してしまったので |
| した。Aさんは、全治2か月の腕のけがを負ってしまいました。そして、楽しみにしていた |
| テニスの大会には、Bさんとともに出場できなくなってしまったのです。 |
| (1) Aさんは、どのような気持ちになると思いますか。 |
| |
| |
| |
| (2) Aさんの家族は、どのような気持ちになると思いますか。 |
| |
| |
| |
| (3) Bさんは、どのような気持ちになると思いますか。 |
| |
| |
| |

【事例(後半)】

Aさんは、事故にあった直後は落ち込みましたが、受験勉強を頑張ろうと気持ちを切り替えました。そして、Bさんと同じ高校に進んでテニスを続けたいと思えるようになりました。そうした矢先、あるマスコミが、飲酒運転による不幸な事故として、紙面で取り上げました。それ以来、事故についての興味本位の映像が、インターネットやSNSを通じて拡散し、またたく間に広がりました。Aさんは、だんだんと学校を休みがちになり、Bさんとも気まずくなってしまい、目標を見失ってしまいました。

| (4) Aさんが、下線部のようになったのは、なぜだと思いますか。 | |
|---|---|
| | |
| (5) あなたがAさんの友人であれば、Aさんに対して、何ができると思いますか。 | |
| | |
| | |
| (6)あなたがAさんのクラスメートであれば、Aさんに対して、何ができると思いますか。 | |
| | \ |
| | |
| (7) 今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。 | |

二次的被害について

二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいいます。

具体的には…

友人・知人の言動、近隣のうわさや中傷

- ○「頑張れ」、「早く忘れなさい」等という、 心情に配慮しない言葉掛けや態度
- ○哀れみの視線や、遠巻きにする態度
- 〇いわれなき偏見・中傷や興味本位の話しかけ
- 〇インターネット等による無責任なうわさの流布

配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等

- ○被害者心情への理解不足や仕事上での配慮不足
- ○受診や裁判傍聴等で休むことができない
- ○偏見による解雇等

メディアの過剰な取材等

- 〇心情を考慮しない強引な取材
- ○事実と異なる内容がある報道
- 〇プライバシーを侵害する内容等がある報道

私たちも二次的被害の 『加害者』に…

「頑張って」「いつまで沈んでるの」 「世の中にはもっとつらい人もいるよ」 といった言葉は、励ましているつもりで も逆に負担になることもあります。

また民事裁判で訴えることについて も、「お金が目的なの?」と偏見を持つ 人もいるので、事件・事故について、い ろいろ聞くことも、被害者等を傷つけて しまう可能性があります。傷つけるつも りは無くても、私たちも『加害者』にな り得るのです。

参考:「二次的被害について」 大分県 県民生活・男女共同参画課作成



資料2

かながわ犯罪被害者サポートステーション

電話相談(無料)

045-311-4727

月~土曜日 9:00~17:00

(祝休日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く) ※電話料金はかかります。

~被害当事者の言葉から~

- 〇被害直後の混乱した時期に、近所の人がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感 すら忘れていただけに、ありがたかった。
- ○孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- 〇声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力を はたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうか だと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいで す。ただ、そのための支えは必要なのです。
- 〇一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありが たかった。
- ○思い込みで励ましたり、押しつけたりするのではなく、「一人で抱えこまないで」、「何 が必要ですか」、「何か手伝えることはありますか」、と私たちのペースを大切にしてく れ、意思確認をしてくれたことはありがたかった。
- 〇警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- O亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと 忘れないでいてくれることが、とても支えになっています。

「岡山県県民生活部くらし安全安心課作成「『犯罪被害』についてともに考えるための手引き」より



北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

拉致被害者等の人権を考える

1 学習対象

中学生

2 ねらい

拉致被害は重大な人権侵害であることを知り、被害家族の心情に寄り添って、風化させず、解決のため、今、自分にできることを考える。

3 準備するもの

Oワークシート

〇インターネットが使用できる機器(一人一台)

4 解説

北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権は、すでに各小・中学校に配付済のアニメ「めぐみ」D VD等を使用して、実際に拉致された被害者とその家族の心情を共感しながら考える場が多く設定され てきました。

本ワークでは、拉致問題啓発映像作品「~メッセージ~家族たちの思い」紺野美沙子さんの朗読(約10分)を視聴して、自らの考えを他者と伝え合う活動を設定しています。

本ワークとは別に、拉致問題について国際社会でどのように受け止められているか考える映像資料がまとめられたホームページを用いて、(資料1)1日本政府 2各国政府(アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ)3日本人被害者御家族 4海外被害者御家族 等の立場で拉致被害を国際社会でどのように受け止めているか考える活動も想定できます。動画を視聴して考えたことを伝え合い、話し合う場を設定する展開も考えられます。児童・生徒が視聴できる動画は10種類以上(各5分程度)あるため、4~5人程度のグループで生徒が分担して別々の動画を視聴し、内容と自らの考えを伝え合い、拉致被害が重大な人権侵害であることを再認識し、さらには風化させないことが大切であると気づかせる授業プランも考えられます。

5 進め方(展開例) 50分

| 3 進め刀(展開内) 30 刀 | | | | |
|-----------------|---|--|---------|--|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など | |
| 導入 | ◆学習の確認(3分)・授業の流れや留意点の説明を聞く。◆アイスブレーキング(2分) | ・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。 | | |
| 5分 | ①今楽しみにしていることや将来の夢について考える。②①のことが、突然「一生叶わない」と知ったらどう思うかワークシートに書く。 | ・ワークシートを配付する。・長い時間をかけたり、記入させることに力点を置く必要はない。 | ・ワークシート | |
| 展開 35分 | ◆アクティビティ(35分) ①拉致問題について説明を聴く。 | ・ 拉致問題について簡単に説明する。「かつて日本で同年代の中学生が自らの意思ではなく、突然家族から引き離され、現在も解決していない。」など。 | | |

| | ②問題が解決せず、今もなお帰国できて いない家族がどのような思いでいるか 考えて書く。 | ・家族に寄り添って考えた思いを 書くよう促す。 | |
|---------|---|---|-------|
| | ③拉致問題啓発映像作品「〜メッセージ 〜家族たちの思い」紺野美沙子さんの 朗読【約10分】を視聴する。 | ・横田早紀江さんの手紙の朗読動 画をじっくりと視聴するよう促 す。 | • 資料2 |
| | ④朗読の視聴後、改めて被害にあった家 族への思いを書く。 | 生徒が自身の考えの変容を自覚 できるよう、朗読のどの言葉 で、その思いをもつにいたった のかを振り返るように促す。 | |
| | ⑤個人で考えたことを、4人程度のグループで伝え合う。話し合いで出た意見 や感想を書いて整理する。 | 話し合ったからこそ、他者の考えをどのように自らの考えと関連づけるのか、丁寧に指導する。 | |
| | ◆まとめ(10分) ・まとめを聞く。 | 解説で紹介した資料1の動画等の内容を適宜取り入れる。拉致被害は重大な人権侵害であることを再認識させ、さらには風化させないために何ができるのかについて伝える。 | |
| まとめ 10分 | ・拉致被害は重大な人権侵害であると してまとめをする。 | 再認識し、さらには風化させないこ。 | とを中心と |
| | この学習を通じて、自らができることを書いて考えをまとめる。 | 解決のためと言われても考えに くいことが想定されるので、 「風化させないためにできること」など適宜アドバイスをする。 | |

<参考資料など>

北朝鮮による日本人拉致問題 政府 拉致問題対策本部ホームページ https://www.rachi.go.jp/index.html



使用する動画(政府 拉致問題対策本部ホームページ)

資料1

国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める国際社会の声」(日本語版)動画(各5分程度)

https://www.rachi.go.jp/jp/message/videomessage_inter.html

資料2

拉致問題啓発映像作品「~メッセージ~家族たちの思い」 紺野美沙子さんの朗読

https://www.rachi.go.jp/jp/message/message_1.html

並致被害者等の人権を考える

| | | ()年(|)組()番 | 名前 |
|---|---------------------|---|-----------|------------------|
| 1 | 今、楽しみにしているこのと思いますか。 | とや将来の夢が、突 | 然「一生砕わない」 | と知ったらどのような思いをもつ |
| | | | | |
| 2 | 現在でも帰国できずにいる | 。 5 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | は、どのような思い | でいるか書いてみましょう。 |
| | | | | |
| (| 5 5 35% | | 5 5 | |
| 3 | 拉致被害についての朗読を | ・視聴した後、改めて | て拉致被害者の家族 | の思いについて書いてみましょう。 |
| 4 | 3について、グループの言 | 5し合いで出た意見か | ゆ感想を書いてみま | しょう。 |
| | | | | |
| 5 | 今日の学習を終えて、この |)拉敦問題の解決に1 | Oいて、あなたにで | きることを書いてみましょう。 |
| | | | | |

性的マイノリティの人権(性の多様性)



自分が好きなもの

1 学習対象

小学校1年生~3年生

2 ねらい

自分の好みを素直に感じ、性別にとらわれず自分の個性を大切にしようとする態度の育成につなげる。

3 準備するもの

- 0ワークシート
- 〇人物のイラスト(黒板掲示用。ワークシート内のイラストを拡大したもの)
- ○色鉛筆(ワークシートで使用)

4 解説

様々な人権課題の中で、性的マイノリティについても近年取り上げられるようになってきました。令和2年(2020年)に実施された民間の調査では、性的マイノリティの出現率は8.9%との報告もあり、この割合を学校に置き換えると、クラスに3~4人は性的マイノリティの児童・生徒が在籍することになります。まずは「この教室にも『性』について悩んでいる子がいるかもしれない」という視点をもち、「性」についての正しい理解と、違いを認め、違いがあって当たり前であるという基盤づくりが大切です。

低学年では特に、一人ひとりは違ってもよい、違っていて当たり前であるということを前提に、性別にとらわれず自分や他者の好みが「個性」として大切なものであることに気づけるようにしましょう。

5 進め方(展開例) 45分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----------|---|--|---------|
| | ◆学習の確認(3分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 10分 | ◆アイスブレーキング(7分) 「どんな色が好き?」 ①帽子のイラストに自分の好きな色を 塗る。 ②クラスで違う色の友達を探す。 ③どうしてその色を選んだのか、理由 を紹介し合う。 | ・ワークシートを配付する。・「違う色の人を3人探して、理由を聞いてみよう」など、人数を指定すると交流しやすい。 | ・ワークシート |
| | 活動をとおして人はそれぞれ好みを 思いがあることを実感する。 | が違うことを知り、それぞれの好みに | こはその人の |
| | | | |

◆アクティビティ(30分)

アクティビティ1

「男の人かな?女の人かな?」

- ①性別の判断が曖昧なイラストを見て、男の人か、女の人かを考える。
- ②グループで話し合う。

(予想される児童の反応)

「野球をしているから、男の人」 「料理をしているから、女の人」 「髪の毛が長いから、女の人」

③全体で共有する。

展開 30分

- ・掲示用のイラストを黒板に貼る。イラストを見た段階で児童から差別的な発言が出ることも予想される。その場合には、そこで注意をするのではなく、「どうしてそう思ったの」など、問い返しを行い、②③の場面で再度取り上げて児童に考えるよう促す。
- グループで出た意見を板書し、 性別にとらわれた意見があれば 問い返しをする。

(例)

「男の人が料理をするのが好き だとおかしいかな?」 「女の人が野球をするのが好き だとおかしいかな?」

グループで意見が分かれたイラストを取り上げ、好きなものや好きなことは、 性別に関係なく、その人自身の大切な思いであることを伝える。

アクティビティ2

「自分が好きなものや好きなことを紹介してみよう。」

- ④自分の好きなものや好きなことを友だちに「男らしくない」「女らしくない」と笑われたらどんな気持ちになるか考える。
- ⑤近くの人と自分の好きなものを伝え 合う。「私は○○が好きです。なぜ なら・・・」
- ペアで話し合わせもよい。
- 同時に、どのようなことを言われたら嬉しいかも考えるよう促す。
- ④で考えたことを生かすように 声をかける。

◆まとめ(5分)

授業をとおして、わかったこと、感じたことをワークシートに書く。

- ・1年生は学習状況によって、全 体で交流するだけでもよい。
- 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。

好みは性別によって決まっているものではない。自分の好みを大切にするとともに 他の人の好みも大切にしてほしい。

<参考資料など>

まとめ

5分

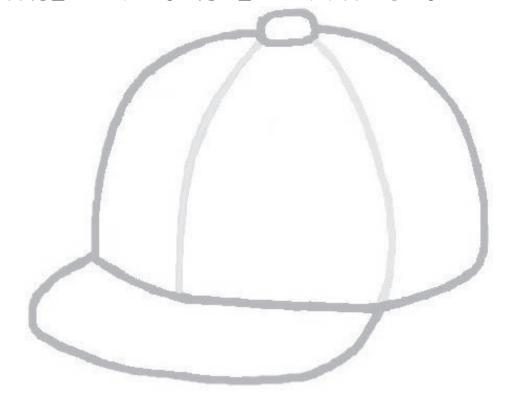
「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第15集(小・中学校編)ー」

神奈川県教育委員会(平成29年2月)

自分がすきなもの

() ねん() くみ() ばん なまえ______

1 下のぼうしをすきな色にぬってみよう。 ほかの人は何色にぬったかな?同じ色にぬった人はいるかな?



2 つぎのイラストの人は男の人かな?女の人かな? どうしてそう思ったのかな? まわりの人と話してみよう。



| | 自分の好きなものや好きなことを、友だちに「男らしくない」「女らし)」と笑われたらどんな気もちになるか、書いてみよう。(話してみよう。) | |
|---|---|--|
| | | |
| | | |
| 4 | らいた 自分がすきなものやすきなことを、まわりの人にしょうかいしよう。 | |
| | わたしは <u></u> がすきです。 | |
| | なぜかというと、 | |
| | | |
| 5 | 授業をとおして、わかったこと、感じたことを書きましょう。 | |
| | | |

性的マイノリティの人権(性の多様性)



『らしさ』ってなんだろう?

1 学習対象

小学校 4 年生~6 年生

2 ねらい

セクシュアリティについて考えることをとおして、性の多様性を知り、「自分らしさ」や「その人らしさ」を大切にしようとする態度を育てる。

3 準備するもの

- O動画視聴用 PC (YouTube を視聴できるもの)
- 0ワークシート

4 解説

様々な人権課題の中で、性的マイノリティについても近年取り上げられるようになってきました。令和2年(2020年)に実施された民間の調査では、性的マイノリティの出現率は8.9%との報告もあり、この割合を学校に置き換えると、クラスに3~4人は性的マイノリティの児童・生徒が在籍することになります。まずは「この教室にも『性』について悩んでいる子がいるかもしれない」という視点をもち、「性」についての正しい理解と、違いを認め、違いがあって当たり前であるという基盤づくりが大切です。

思春期に向かい、「性」についての関心が強くなる時期でもあります。「男だから」「女だから」という概念で自分や他者を見るのではなく、「性」について正しく理解し、違いを認め自分らしく生きることの尊さを考えられるようにしていきます。

5 進め方(展開例) 45分

| つ 進め刀 | (成用例) 43 刀 | | |
|-----------|---|--|---------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| 導入 10分 | ◆学習の確認(3分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(7分) 「どんなかたち?」 ①3人または4人グループを作る。 ②「月」「花」「パン」の絵をワークシートに書く。 ③グループで見せ合う。 ④グループで感想を発表し合う。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・ワークシートを配付する。 ・それぞれ、1分程度で書くように伝える。 ・自分と他の人のイメージが異なることが実感できるよう、合図があるまで人に見せないように伝える。 | ・ワークシート |
| | 同じものを提示しても、人によって はないことを実感し、一人ひとりのな。 | | 解は一つで |
| | | | |

◆アクティビティ(30分) 「『らしさ』ってなんだろう?」

アクティビティ1

「『男らしい』『女らしい』ってどういう姿だろう?」

- ①グループで「男らしい(らしくない)」「女らしい(らしくない)」 という言葉からイメージする姿を話し合う。
- ②グループで出た意見を全体で共有す
- ③動画「いろいろな性ってなんだろう」を一部視聴する。【約7分】
- ④ 動画を見て考えたことをワークシートに書く。

- それぞれのグループでの話し合いで、人によってイメージする姿に違いがあることに気づくようにする。
- どうしてそう感じるのか、問い 返しながら板書をする。
- O:OO~7:O5 の約7分間を視聴 させる。
- ワークシートの性について書かれた部分も参考にするように伝える。

動画

展開 30分

える

・性は体だけでは分けられず、人によって感じ方は異なり、多様である。大切なのは 性別による「らしさ」ではなく、「自分らしさ」を見つけていくことに気づく。

アクティビティ2

「自分らしさってなんだろう?」

- ⑤自分のことについて、個人でワーク シートに書く。
- ⑥教員の話を聞いた後、他にも「自分 らしさ」があればワークシートに書 く。
- ⑦「自分らしさ」についてグループで 発表する。
- 自分のことについて記入したことが「自分らしさ」の1つであることを伝える。その後、さらに自分らしさにつ

いて考えさせる。

「その人らしさ」を認められる ような声かけをする。

◆まとめ(5分)

- 授業をとおして、わかったこと、感じたことをワークシートに書く。
- 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。

自分らしくあることが大切であり、他の人の「その人らしさ」を大切にしようとする 気持ちが大切であることに気づく。

<参考資料など>

まとめ

5分

「【小学校高学年版】いろいろな性ってなんだろう」 認定 NPO 法人 ReBit

https://rebitlgbt.org/project/kyozai/shougakko

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第15集(小・中学校編) 一」

神奈川県教育委員会(平成29年2月)

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第16集(小・中学校編)ー」

神奈川県教育委員会(令和2年3月)

『らしさ』ってなんだろう?

| ()年(|)組()番 名前 | Ī |
|---|--|--|
| 1 どんなかたちかな? | | |
| 【月】 | 【花】 | 【パン】 |
| 2 「性」とは何かについて考 | えてみよう。 | |
| 考えてしまいがちですが、 ないものです。 〇その人自身の「性のあり様」 〇セクシュアリティとは、人 な要素の集まりです。 〇セクシュアリティは多様で | ?」と聞かれると、「男性」か実は、明確に「男性」と「女性」と「女性」と「女性」と「女性」のことを「セクシュアリティ間一人ひとりの人格(その人を、(※) グラデーションのようにが連続的に変化していく状態のもので | 」の2つに分けることができ 」といいます。 らしさ)を形成する上で不可欠 |
| こころの性: 男 | | 女 |
| からだの性: | 男 女 | |
| 好きになる性 : 男 | | 女 |
| 表現する性: 男 | | 女 |
| メモ | | |

| 3 動画「いろいろな性ってなんだろう」を | 見て、考えたことを書きましょう。 |
|-----------------------|--|
| | |
| | |
| | |
| 4 「自分らしさ」について書いてみましょ | |
| まず、自分のことについて、次の枠に書いて | てみましょう。書けるだけでかまいません。 |
| 好きなこと・もの | 得意なこと |
| | |
| 苦手なこと | 大事にしているもの |
| | |
| 自分が思っている自分の性格 | しょうらい (pob) 将来の夢 |
| | 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1 |
| トで答うた一つアトとつが「白分らしさ」で | す。他にも何か考えられる「自分らしさ」があっ |
| たら次の枠に書いてみましょう。 | |
| | |
| | |
| | |
| 5 今日の学習をとおして、わかったことや原 | 感じたことを書きましょう。 |
| | |
| | |
| | |

性的マイノリティの人権(性の多様性)



セクシュアリティって何だろう?

1 学習対象

中学生

2 ねらい

セクシュアリティの多様性や性的マイノリティについて理解を深め、「その人らしさ」を大切にする 態度を育てる。

3 準備するもの

- O動画視聴用 PC (YouTube を視聴できるもの)
- 0ワークシート

4 解説

様々な人権課題の中で、性的マイノリティについても近年取り上げられるようになってきました。令和2(2020)年に実施された民間の調査では、性的マイノリティの出現率は8.9%との報告もあり、この割合を学校に置き換えると、クラスに3~4人は性的マイノリティの児童・生徒が在籍することになります。まずは「この教室にも『性』について悩んでいる子がいるかもしれない」という視点をもち、「性」についての正しい理解と、違いを認め、違いがあって当たり前であるという基盤づくりが大切です。

中学生は思春期に入り、他者に対する性的な関心が芽生える時期です。この時期に自分の「性(セクシュアリティ)」について理解するとともに、「性的マイノリティ」について理解し、お互いにその人らしさを認めようとする意識を育むことをめざしましょう。

また、既に自分の性別や性的指向に違和感を抱いている生徒がクラスにいるかもしれないということを念頭に置き、授業を行う際には事前に授業の内容等を保護者や生徒に知らせておく必要があります。

5 進め方(展開例) 50分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----------|--|--|-------|
| | ◆学習の確認(3分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 10分 | ◆アイスブレーキング(7分) 「盛りだくさん自己紹介」・3~4人で1つのグループになり、自 分のことを1分間で相手にいくつ伝 えられるかを競う。いくつ言えたか 右隣の人が数える。 | 1 分間考える時間をとる。 (例) 名前、学校、好きな食べ物、 将来の夢 等 | |
| | 活動をとおして、挙げられた一つ一 に、要素がたくさんあることに気づる。 | | 一人ひとり |
| | | | |
| | | | |

◆アクティビティ(35分) 「セクシュアリティって何だろう?」

アクティビティ1

「セクシュアリティについて考えよ う」

- ①ワークシートを基にして、性別によるイメージを書き、グループで出し合い、その理由を共有する。
- ②セクシュアリティについての説明を聞く。

- ワークシートを配付する。
- 「セクシュアリティ」も一人ひ とりを構成する要素の一つであ ることを伝える。
- 性別によるイメージは人によって違うことを感じるとともに、 性別によるイメージはだれに対してもあてはまるものではないことを確認する。
- ワークシートの〈性のとらえ 方〉の部分を確認する。

・ワークシート

展開 35分 • 活動をとおして、男性、女性の境が「体の性」以外は曖昧であることに気づき、同時に「男性らしさ」「女性らしさ」という概念がとても曖昧なものだということに気づく。

アクティビティ2

「性的マイノリティについて考えよう」

- ③性的マイノリティについて説明を聞く。
- ④法務省の人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために」を一部 視聴する。【約8分】
- ⑤どうしたらあなたの学校で性的マイ ノリティの方が安心して過ごせる か、グループで話し合う。
- ⑥「カミングアウト」と「アウティング」についての説明を聞く。

- ワークシートを基に説明する。
- 4:32~12:19の約8分間を視聴させる。
- ・道徳的な側面だけではなく、学校内の環境でも気づいたことを 話し合えるとよい。
- カミングアウト後に起こりうる 問題(アウティング等)につい て、丁寧に説明する。

動画

◆まとめ(5分)

・授業をとおして、わかったことや、 まわりの人の感じたことをワークシートに書く。 授業をとおして生徒から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。

まとめ 5分

・セクシュアリティはそれぞれの人を構成する要素の一つであり、「自分らしさ」や「その人らしさ」の一つである。性的マイノリティに対する差別的な表現は「その人らしさ」を奪ってしまうことになる。「傷つく人がいるかもしれない」という気持ちを忘れず、「その人らしさ」を大切にする言動を心がけていく。

<参考資料など>

人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」 法務省 https://www.youtube.com/watch?v=G9DhghaAxlo

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第16集(小・中学校編)ー」

神奈川県教育委員会(令和2年3月)

「性的マイノリティについて理解する~あなたが相談されたらどうしますか?~」

神奈川県教育委員会行政課(令和元年 11 月)

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/5844/seimai_r2.pdf

セクシュアリティって何だろう?

| (|)年(|)組(|)番 名前 | |
|---|-----|-----|-------|--|
|---|-----|-----|-------|--|

1 次の事柄は、性別の違いによってイメージがある事柄でしょうか。グループで話し合って、下の表に分けてみましょう。

①料理が得意 ②スポーツが得意 ③ピアノが弾ける ④きれい好き ⑤リーダーシップをとる

| 男性のイメージ | どちらでもない | 女性のイメージ |
|---------|---------|---------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

〈性のとらえ方〉

「あなたの性は何ですか?」と聞かれると、「男性」か「女性」のどちらかに分けて考えてしまいがちですが、実は、明確に「男性」と「女性」の2つに分けることはできません。

その人自身の性のありようのことを「セクシュアリティ」といいます。

セクシュアリティとは、人間一人一人の人格に不可欠な要素の集まりです。

その要素には、

「こころの性:自分自身の性別をどう認識しているか」

「からだの性:生まれ持った身体の性のこと」

「好きになる性:恋愛や性愛の対象となる人の性」

「表現する性:服装や性格、趣味や振る舞い方など」

セクシュアリティは多様で、下の図のようなグラデーションのようなもので、 一人ひとり異なるのです。

セクシュアリティの構成要素

| こころの性: | 男 | | 女 |
|----------|---|---|---|
| からだの性: | 男 | 女 | |
| 好きになる性: | 男 | | 女 |
| 表 現 する性: | 男 | | 女 |

2 「性的マイノリティ」について考えてみましょう。

<性的マイノリティについて>

私たちのなかには、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人などがいます。社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。 性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」があります。

| Lesbian (レズビアン) | こころの性が女性で、好きになる性も女性の方 |
|----------------------------|--|
| Gay(ゲイ) | こころの性が男性で、好きになる性も男性の方 |
| Bisexual (バイセクシュアル) | 好きになる性が男性にも女性にも向いている方 |
| Transgender (トランスジェンダー) | 「からだの性」と「こころの性」が一致しないため に、「からだの性」に違和感を持つ方 |

あなたの学校で性的マイノリティの方がいるとしたら、どうしたら安心して学校で過ごせると思いますか。

| くカミングアウ | トとアウティ | ングに | こついて> |
|---------|--------|-----|-------|
|---------|--------|-----|-------|

カミングアウトとは、性的マイノリティの方から、ありのままの自分のことについて、 打ち明けられることです。

アウティングとは、カミングアウトしてくれた内容を本人の同意なく、他の人に言ったり、公にしたりすることです。

カミングアウトは信頼している人に大切な秘密を伝えることです。アウティングは絶対にしてはいけません。

| 3 | 今日の学習をとおしてわかったことや、 | まわりの人の「その人らしさ」 | を大切にするため |
|---|--------------------|----------------|----------|
| 1 | こあなたにできることを書きましょう。 | | |

インターネットによる人権侵害

やさしいことばをつかおうね

1 学習対象

16

小学校 1 年生~3 年生

2 ねらい

SNSに書き込まれた内容を実際に声に出してみることで、人を傷つけてしまう言葉の内容に気づき、相手の気持ちを考えて言葉を発することの大切さに気づく。SNSに書き込みをする前に、相手の気持ちを想像し、人を傷つけてしまうことのないようにする。また、他の人にもさせないようにすることや、見て見ぬふりをしない気持ちを育成する。

3 準備するもの

〇ワークシート

4 解説

インターネットを使用した誹謗中傷(ネットいじめ)は、書き込みが簡単なことから、よく考えずに ひどいことを書き込んでしまう傾向がみられます。また、匿名で書き込みをする際には、さらにひどさ がエスカレートする恐れがあります。書き込む前に相手の気持ちを想像し、言葉で人を傷つけてしまう ことのないように考えられることが大切です。

5 進め方(展開例) 45分

| 5 進の万 | (| | |
|-----------|---|---|------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| | ◆学習の確認(3分)・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 10分 | ◆アイスブレーキング(7分) 「ありがとう。どういたしまして。」 ①グループになって、相手の良いところ | ・3~4人のグループで行う。 ・①が思いつかなければ「相手にしてもらってうれしかったこと」でもよい。 ・やさしいことばを使うことでおたがいの気持ちに近づくことに気づき、温かい気持ちになれることを理解させる。 | |
| | やさしいことばを使うことで、温か | N気もちになることに気づく。 | ٦ |
| | | | _ |

| | ◆アクティビティ(30分) ①ワークシートのSNSの書き込みを 読む。 | ワークシートを配付する。書き込みを黙読するよう促す。 | ・ワークシート |
|-----------|--|---|---------|
| | ②ワークシートの書き込み声に出して 読んでみる。 | | |
| | ③どんな気持ちになったかワークシー トに書く。 | | |
| 展開 | ④書いたことを発表し、全体で共有す る。 | ワークシートに記入できていなくても、発言を引き出し、板書などで全体共有をする。 | |
| 30分 | ⑤Aさんがこれを読んだらどんな気持ち になるかワークシートに書く。 | 「足の遅い子に遅いと正直に言うことは大切だ」という発言に対しては、相手の気持ちになって考えられるよう促す。 | |
| | ⑥Aさんのことを考えたら、自分はどう すればよかったのかを考える。 | 自分のこととして考えるよう促す。す。 | |
| | ⑦このようなやり取りでは、どうした らよいのか考えてワークシートに書 く。 | SNSの書き込みに限らず、相手の気持ちになって考えることが大切であることに気づくよう促す。 | |
| | ◆まとめ(5 分) ・まとめの話を聞く。 | 授業をとおして児童から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。 | |
| まとめ 5分 | SNSを通じてグループみんなが話しているからといって、人が傷つくようなことは言ってはいけない。 書き込みをする前に、誰かを傷つけたりしない、優しい言葉になっているか確認する。 もしこんなやり取りを見たときには、大人に相談するなどして、見て見ぬふりをしない。 | | |
| | | | |

やさしいことばをつかおうね

() ねん() くみ なまえ_____

今日の体育の時間にリレーの練習をしました。がんばって違ったけれど、負けてしまいました。同じチームのAさんは走るのがおそかったので、Aさんのせいで負けたとおもって、わたしは「負けたのはAさんのせいだよね。」とかきこみました。



| O声に出してよんでみて、あなたは、どんな気もちになりましたか。 |
|---------------------------------|
| |
| OAさんがこれを読んだらどんな気もちになるでしょう。 |
| |
| OAさんのことを考えたら、「わたし」は、どうすればよかったので |
| しょう。 |
| |
| Oこのようなやりとりでは、どうしたらよいのでしょうか。 |
| |

17

インターネットによる人権侵害

その情報、本当に正しい?

1 学習対象

小学校4年生~6年生

2 ねらい

インターネットを中心とした様々な情報の中から、どの情報が正しいかを判断できるようにする。

3 準備するもの

○テレビ (NHK for School の番組が視聴できる環境) ○ワークシート

4 解説

インターネットは誰でも気軽に情報発信ができるため、思い込みや誤解、未確認の情報であってもそのまま公開されている場合があります。発信者が悪意により嘘の情報を拡散させることもあります。インターネットの普及により、私たちはさまざまな恩恵を受けている一方で、チェーンメールやフェイク動画などのように、その情報を拡散させたことによって、自身が加害者になってしまうリスクもあります。また、知らないうちに自身が被害者となるリスクがあることも理解しておかなければなりません。万が一、チェーンメールやフェイク動画などの被害に遭った場合は一人で悩まずに、しかるべき機関に相談して具体的な対策を講じることが大切です。

「ディープフェイク」とは、AI(人工知能)など高度な合成技術を用いて作られる、本物と見分けがつかない精巧なフェイク動画をさします。AIが可能にする機械学習の手法のひとつ「ディープラーニング」と「フェイク」をミックスした新造語です。ディープフェイクの問題は、本物と錯覚させる精巧な作りだけでなく、拡散されることによって引き起こされる社会への悪影響です。

ディープフェイクを見抜くためのAIの研究が進んでいる段階ですが、AIが進化すればディープフェイクもより精巧になる「いたちごっこ」の状況が続いています。ディープフェイクに対する最も有効な対策は、見る人のリテラシーや意識を高め、拡散に協力しないことです。

NHKの番組の視聴をもとに、フェイクニュースについて理解し、巧妙で悪質なネット上のウソに気づき、広めないように、フェイクニュースを目にしたときの注目ポイントを学びましょう。

5 進め方(展開例) 45分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----------|---|--|-------|
| 導入 10分 | ◆学習の確認(3分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(7分) 「たくさんの種類を見つけよう。」 ①○○の種類を出し合おう。 例) チョコレートの商品名 かき氷のシロップ カップラーメンの商品名 など | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・3~4人のグループでお題にある ものの種類をなるべく多く出し 合うように伝える。 ・ほかのグループで思いつかなか | 見作'みC |
| | ②グループで出し合った個数を全体で 共有する。 | った少数派の種類があるときには紹介させる。 | |
| | 一つのものでも、たくさんの種類がある。 | 5り、人によって着眼点が違うことに | 気づく。 |

| | ◆アクティビティ(30分) ①NHK for School「そのニュース広め て大丈夫? ~フェイクニュース~」を | ワークシートを配付する。 | ・ワークシート ・動画 |
|-----------|--|--|----------------|
| | 視聴する。【約10分】 ②番組を視聴して考えたことやわかった ことをワークシートに書く。 | ウソの情報を見分けるコツは何か 考えを促す。 | |
| 展開 | ③よい(許される)フェイクニュースは あるのか考える。 | ・許されるフェイクニュースはある か考えを促す。・どんな理由であってもウソは許 | |
| 30分 | ④フェイクニュースを拡散しないために は、どのようにしたらよいかを考え る。 | されないことをおさえる。 | |
| | ⑤全体で共有する。 | デマを拡散することは、結果的には社会を混乱させてしまうことに加担することになっている。 | |
| まとめ 5分 | ◆まとめ(5分)・「情報発信をする場合の注意事項」 の資料を参考にするなどして、まと めの話を聞く。・メディアの情報とこれからどのよう に付き合っていったらよいか、考え たことを書く。 | ・授業をとおして児童から出された考えや記述をもとに、ねらいをおさえ、まとめる。・情報が正しいかどうかの判断が必要であることをおさえる。 | |
| <i>-</i> | ・フェイク動画やフェイクニュース話し合いを行うことで、正しい情報 | について知り、ネット上のウソに気: Bであるか判断できるようにする。 | <u></u> づき、 |
| | | | |

<参考資料など>

NHK for School「そのニュース広めて大丈夫? ~フェイクニュース~」

https://www2.nhk.or.jp/school/movie/bangumi.cgi?das_id=D0005180465_00000

その情報、本当に正しい?

() 年() 組() 番 名前______

○番組を見て、わかったことや考えたことを書きましょう。

Oよい(許される)フェイクニュースってあるの?あなたはどう考える?

ニュースはフェイクでも <u>自由に発信し</u>てよい どんなフェイクニュースも 禁止するべき

〇フェイクニュースを拡散しないためには、どのようにしたらよいか、考えたことを書き ましょう。

Oメディアの情報とこれからどのように付き合っていったらよいか、考えたことを書きま しょう。



情報発信をする場合の注意事項

情報発信の注意点



インターネットで情報発信をする際には、掲示板、SNSなどに機密情報・個人情報を書き込まない、誹謗中傷をしないことが重要です。これは自分の情報だけではなく、家族や友達などの情報についても同じです。インターネットに書かれた情報は広く公開されるため、その情報が悪用されて思わぬ被害を受けたり、プライバシー侵害が起こったりするためです。一度流出した情報は、完全に消すことはできません。

そのほか、不注意な発言により、多くの人から非難を受けたり、自分や所属する組織(学校、部活動、チームなど)の評判を失墜させたりする事態を招くこともあります。

書き込む内容や情報を公開する範囲、その結果どのような影響が起こるのか、常に意識をしながら、情報発信をするよう心がけましょう。

発信内容は慎重に

SNSなどのツールは、日常生活の中で、リアルタイムでの個人の思いなどを投稿できる点が大きな魅力です。その一方で、個人の何気ない発言でも、インターネット上の発言やふるまいは、多くの人の目に触れる可能性があり、場合によっては、現実世界に大きな影響を与えることがあります。

例えば、AさんのSNSへの投稿が、本来は秘密にしなければならない友達グループの内容を外部に漏らしてしまう結果となり、インターネット上でAさんに非難が集中したり、そのグループみんなの問題として取り上げられる事例が発生しています。このような場合、しばしば、インターネット上のその問題に関心を持つ人の間で責任追及活動が行われ、その過程で、非難の対象となった個人の特定・暴露や、誹謗中傷などの大量の書き込み(いわゆる「炎上」)などの行為が行われます。そして、インターネット上でこのような現象が発生した場合には、新聞やテレビなどのマスメディアで報道されることも珍しくありません。

こういった危険性を回避するためには、まずは自分のインターネット上での発信内容が、本来秘密にしなければならない事を含んでいないか、現実世界でも非難を浴びるような内容でないかなど、毎回立ち止まって考える慎重さが必要です。

さらには、こうした個人の特定が行われるのは、SNS上の情報発信だけではありません。 悪ふざけのつもりで投稿された動画から、投稿者の特定が行われ、現実世界での謝罪に至っ た事例も発生しています。今やインターネットは匿名の空間ではなく、インターネット上の 行動は特定されてしまうものだということを自覚することが必要です。

(参考資料)

「国民のためのサイバーセキュリティサイト」(総務省) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/index.html

インターネットによる人権侵害



SNSでのやり取りについて

1 学習対象

中学生

2 ねらい

SNS上であっても、相手の心を傷つけることはいじめにつながるということを認識し、好ましいやり取りができるようにする。また、SNSなどによるネットいじめについて知り、加害者にならないためにどのようなことに気をつければよいか、また、被害者になったときにどのようにすればよいか判断できるようにする。

3 準備するもの

0ワークシート

4 解説

ネットいじめは、ネット以外のいじめよりも表面化しにくいことがあります。ネットいじめは、スマホなどで利用するSNSで多く行われているため、被害者に逃げ場を与えません。ネット以外のいじめであれば自宅が緊急避難場所となって、帰宅すれば一時的にでも休息できるでしょう。しかしネットは時間と場所を選びません。学校だけではなく、家にいても休日でもいじめられるので、精神的に追いつめられます。書き込んだことはずっと残る上、他の人に広めるのも簡単で、多くの人に見られてしまいます。SNSによっては、参加者しか見られず、検索などもできないので、いじめがあったことが外からわからないことが問題を大きく複雑にしています。

ここでは、SNSのグループトークで悪口を書かれるという事例をもとに話し合いをします。話し合いを通していじめの加害者にならないように、どんなことに注意が必要か話し合います。また、実際にネットいじめの被害にあったときは、まわりの大人に相談したり、相談機関を利用したりするなど、自分を追い詰めないような手段をとることが大切です。

5 進め方(展開例) 50分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|----------|--|---|-------|
| 導入 9分 | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(7分) 「好きなものは何?」 ・好きな○○について話し合う。 ・グループのメンバー全員が同じ答えになる○○を探し出す。 (例)好きな色は何?白。赤。青。好きなパンの種類は何?メロンパン。クロワッサン。 | ・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。・自分と異なる意見が出ても否定せず、受け止めるように促す。 | |
| | グループの仲間と共通の好きなもの れぞれの好きなものを認め合うこと | | と知り、そ |
| | | | |

◆アクティビティ(36分) アクティビティ1 ワークシートを配付する。 • ワークシート ①ネットいじめについての説明を聞 • 携帯電話を所持していない生徒 がいる場合は簡単に説明し、で <。 ②例1を読んで考えたことを書く。 きる範囲で話し合いに参加でき ③4人程度のグループで思ったことを るように促す。 伝え合い、気づいたことを書く。 実際にネットいじめにあってい る生徒がいる可能性があること を念頭におきながら、生徒の様 子をしっかり観察する。 アクティビティ2 4例2を読む。 展開 ⑤クラスのグループトークに悪口が書 本人が悪口と思っていなくて 36分 かれていたとしたら、どう対応する も、相手が傷つくことがあるこ か考えて書く。 とを理解させる。 ⑥悪口や裸の写真が貼られていたら、 ・ 裸の写真が貼られていたらその どう対応するか考えて書く。 本人がどう思うのか、どのよう な影響があるのかを考えながら 必要な対応を考えるよう促す。 ⑦自分が裸の写真を送ってほしいと言 ・もし、自分が送ってほしいと言 われたら、どう対応するか考える。 われて嫌な思いをして困った ら、一人で抱えるのではなく、 相談できること、あなたは悪く ないことを伝える。 ◆まとめ(5分) • まとめの話を聞く。 • 資料 授業をとおして生徒から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。 いじめられていると思ったら、 まわりの大人(教職員や保護 者) や、相談機関に相談できる ことを伝える。 まとめ 5分 • インターネットは便利な情報が集めやすい反面、危険な情報や嘘も多く含まれてい る。また、全世界に公開される特性上、一度発信してしまった情報は永遠に残り続 けると考えるべきである。そのような特徴を理解し、トラブルを回避しながら正し く利用する能力が「ネットリテラシー」である。 • いじめは悪いことで、いじめられた人は決して悪くない。いじめは誰がされても苦 しいものであるので、苦しいことはがまんせずに相談するようにする。

く参考資料など>

「ネットリテラシー」とは?1枚の写真で住所が特定されてしまうかも! プログラミング教室検索コエテコインターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法) 総務省

サイバー教室用教材「SNSの上手な使い方を考えよう!」

神奈川県教育委員会 神奈川県警察本部 LINE みらい財団

https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5053.htm

SNSでのやり取りについて

| () 年() 組() 番 氏名 |
|---|
| 悲しいことですが、小学校や中学校でいじめが多く起きています。インターネットを使ったネットい |
| じめも増えています。 |
| ネットいじめには、いろいろな種類があります。たとえば、SNSなどで悪口を書いたり、無視した |
| り、仲間はずれにしたり、他の人に見られたくない写真を投稿したりするいじめがあります。また、掲 |
| 示板などに個人情報を書いたり、誰かになりすましていやがらせを書きこんだりするいじめもあります。 |
| アクティビティ1 |
| 例1 あるクラスの子たちは、同じクラスのAさんを隠し撮りし、顔をアプリで変形したり 老けさせたりして、どれが一番おもしろいか皆で競い合って楽しんでいました。学校での 様子や放課後に呼び出して隠し撮りをし、本人には内緒で、それを学校名がわかる形で、 動画やSNSにアップするなどしていました。 |
| |
| ○あなたの考えたこと、思ったことを書きましょう。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| ○グループで話し合って、新たに気づいたことを書きましょう。 |
| |
| |
| |
| |
| |

アクティビティ2



例2

あるクラスのグループトークの中で、同じクラスのBさんの悪口が書き込まれていました。「Bはブス」「Bきもい」などのひどい言葉が何十回も書き込まれていました。Bさん本人が「やめてほしい」と伝えたところ、グループの中のある子から、「裸の写真を送ったらやめてあげる」といわれ、Bさんは自分の裸の写真を送ってしまいました。

○クラスのグループトークの中で悪口が書き込まれていたら、あなたはどうしたらよいと 思いますか?

○クラスのグループトークに裸の写真が添付されていたら、あなたはどうしたらよいと 思いますか?

〇もしあなたが、裸の写真を送ってほしいと言われたら、どうしますか?



ネット上で相手を傷つける書き込みをした場合、犯罪(侮辱罪や名誉毀損罪)になる場合があります。

名誉毀損罪(刑法 230 条)は、事実 を摘示し、公然と、人の社会的評価を低 下させた場合に成立します。 侮辱罪(刑法231条)は、事実を摘示せずに、公然と、人を侮辱した場合に成立します。 「事実を摘示しない」とは具体的事実を伴わないということであり、「ブス」「このハゲ!」 「デブ」などの誹謗中傷が該当します。

いじめは悪いこと。いじめられた人は悪くない。いじめはだれがされても苦しいもの。苦しいことはがまんしなくていい。いじめの苦しさから逃がれるために、自ら命を絶つなんてことは絶対にしないで、助けを求めてください。あなたは、悪くありません。

【参考資料】

ほとんどの人はSNSを匿名で利用していますが、「匿名ならバレないだろう」は**間違い**です。誹謗中傷を書き込まれた側は「プロバイダ責任制限法」にもとづき、SNS運営者(プロバイダ)に対して発信者の情報の開示を請求する(**=誰が書き込んだのか、情報提供を求める**)ことができるからです。

プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律平成25年改正)の概要

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する概要

違法な情報

その他の違法情報

○○はヤブ医者である(名誉毀損) 児童ポルノ・わいせつ物 海賊版サイト(著作権侵害) 麻薬・危険ドラックの広報

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報) 自殺を誘引する書込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト 暴力的な表現

国による制度整備

権利侵害情報

プロバイダ責任制限法

- ●権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- ●権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する**発信者の情報 の開示を請求できる権利**を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

●誹謗中傷の書込み等を**禁止事項**とし、これに反する場合の**削** 除等を規定する利用者との約款のモデルを提示

契約約款モデル条項

●具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応



違法・有害情報相談センターの設置・運営

●インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

総務省ホームページより

19 様々な人権課題 アイヌ民族の人権課題

[コラム] アイヌ民族の文化を学ぼう

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、社会への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、様々な差別や迫害が行われてきました。このような状況の中、平成31年(2019年)に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

同法では、アイヌ施策の推進は、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国 民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人た ちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」をめざすためにも、アイ ヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)より

国の法律の整備

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」

アイヌの人々に関する法律として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が、平成 31 年4月に公布されました。この法律は、アイヌ施策の推進に関し、基本理念や国等の責務、政府による基本方針の策定などについて定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

第4条では、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されており、差別等の禁止が明記されています。第5条第3項では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」と規定されており、教育活動にも触れられています。

また、同法の国会審議の中では、衆議院・参議院の国土交通委員会において附帯決議がなされており、「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」に留意することとされています。人権教育で扱う場合には、こうした観点を踏まえアイヌに関する理解を深めることが必要です。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成三十一年法律第十六号)

法律全文 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/r1392018_01.pdf付带決議前文(衆議院):

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

付帯決議前文(参議院):

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf Oアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令 (令和元年政令第8号)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/r1392018_02.pdf

○国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則(令和元年国土交通省令・文部科学省令第1号)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/r1392018 03.pdf

教材のヒント

公益財団法人 アイヌ民族文化財団

- ○アイヌ文化を学ぶ https://www.ff-ainu.or.jp/ アイヌの人々の歴史・文化、工芸品等の制作に関する動画や、アイヌ語の学習に関する教 材等が紹介されています。また、副読本等の提供の申込みができます。
- ○キッズメニュー https://www.ff-ainu.or.jp/tale/index.html 絵本のコーナーにはアイヌの伝統などを題材として幼児向けの絵本や児童書の電子書籍や 読み聞かせ動画、クイズコーナーやクロスワードパズルなど、児童・生徒向けのコンテン ツがたくさんあります。

札幌市教育委員会 アイヌ民族に関する教育

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/ainu/ainu_minzoku.html

〇「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料・第6集・」 札幌市教育委員会が、学校におけるアイヌ民族に関する指導が、正しい認識のもとに行われることにより、個性や名様性を発表したがらせばする社会の実現に突するよう。 人間義

れることにより、個性や多様性を尊重しながら共生する社会の実現に資するよう、人間尊重の教育の一層の充実を図るため、2020年(令和2年)3月に発行した指導資料を掲載しています。

<学習活動例>

■ ちょきちょきかざりを作ろう(アイヌ文様を体験する)

はさみのもち方、使い方を学習する際、紙の折り方や重ね方によって模様が変わることをアイヌ文様に関連づけて理解を図ります。また、関心をもったアイヌ文様を組み合わせたり、向きを変えて切り取ったりして素敵な飾りを作ることで、アイヌ民族の伝統や文化に興味がもてるようにしましょう。

【学習活動のヒント】

基本的な作り方・留意点

- ①折り紙の色のついた面を内側にして、正方形になるように四つ折りにする。
- ②折り目の位置に気をつけて、線を描く。
- ③はさみの持ち方や切り方に気をつけて、②で描いた文様の線に沿って切る。
- ④丁寧に広げる
- ⑤作品を、色画用紙などに貼るときれいな展示物になる。

モレウ (ゆるやかに曲がる) **アイウシ** (矢・トゲがある) シク アイウシモレウ

ウレンモレウ

シクウレンモレウ

9











アイヌ文様のまっすぐな線・・・心の正しさ 正直さ 真心 アイヌ文様のまがった線 ・・・平和 なかよし 豊かさ

<参考資料など>

「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料-第6集-」 札幌市教育委員会(令和2年3月)

「アイヌ民族:歴史と現在一未来を共に生きぬくために一」

公益財団法人 アイヌ民族文化財団(令和3年9月第十一版)

様々な人権課題 災害発生時の人権課題



誰もが過ごしやすい避難所にするために

1 学習対象

中学生

2 ねらい

災害時における避難所で存在する様々な人権課題について知り、「災害弱者」と言われる人々の立場になって課題や解決方法を考えることをとおして、人権感覚や意識を高め、災害時にもお互いの人権を尊重しようとする態度を育てる。

3 準備するもの

Oワークシート

○資料

4 解説

災害発生時は、被災したすべての人に生活の困難が生じ、基本的人権が保障されない状況が生じます。 避難所は、様々な方が生活を送る場であり、通常の生活の中では感じたことのない不安感やストレスを 感じることになります。不自由な生活が強いられがちな避難所において、すべての人がいかに自分らし い生活を送ることができるかということは非常に大切なことです。

特に高齢者や障がい者、病人やけが人、女性、子ども、外国につながりのある人など、「災害弱者」と言われる特別な配慮や支援が必要な人にとって、人間らしい生活や自分らしい生活を送れるように求めることは、決して贅沢やわがままではありません。

ワークをとおして、過去に発生した自然災害における避難所生活の課題を知り、日ごろからの備えの必要性や避難所における一人ひとりの人権尊重について考えさせていきます。誰にとっても人権が尊重される避難所づくりに向けて、人権感覚や意識を高め、災害時にもお互いの人権を尊重しようとする態度を育てます。

5 進め方(展開例) 50分

| J (E0)/J | על אני (נילוניתן אני) | | |
|----------|---|---|---------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 | |
| 導入 7分 | ◆アイスブレーキング(5分) 「避難所に何を持っていきますか?」 ①地震による災害により、自宅から避 難所に避難することになった。その 際に持っていくものを1つ考えて、 ワークシートに書く。 ②考えたことについて、6人程度のグ | ・ワークシートを配付する。・すぐには自宅に戻れない状況で 避難所に向かうことを想定して 考えさせる。・選んだ理由についても発表する | ・ワークシート |
| | グループ内で発表し合う。 ・避難所生活の困難さについて考え、日 | よう促す。 | づく。 |
| | | | |

◆アクティビティ(40分)

アクティビティ1

「避難所での困りごととその解決方法 について考える」

- ①災害時に起きた避難所での困りごと に対する解決方法を考え、ワークシ ートに書く。
- ②引き続き同じグループで発表し合 い、困りごとの解決方法について、 意見交換を行う。
- ③朗読を聞く。

- ・ 車いす利用者の困りごとについ て想像して考えさせる。
- 記載された項目以外にも困りご とがないか問いかける。
- 資料『東日本大震災のある被災 | ・資料 者の体験』『「避難所の質の向 上」について』を読む。

展開 40分

- 過去の災害時における避難所で、様々な課題があったことを知る。
- 避難所においても、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができる。 かという「質の向上」が求められていることに気づく。

アクティビティ2

「誰もが過ごしやすい避難所にするた

- 4項目を参考にして、各グループで 様々な立場A~Fのうち1つについ て困りごとを考えて話し合う。
- ⑤出てきた困りごとを解消する方法に ついて考えて話し合う。
- ⑥グループで話し合った内容をクラス 内で発表し合う。
- ⑦感想等をワークシートに書く。

- 立場が偏らないように、A~F を振り分けるとよい。
- その人にとってのあたりまえの 生活が送れないことを考えさせ
- 「質の向上」の視点も踏まえて 考えさせる。
- ・1グループ2~3分で発表させ
- 他のグループの発表を聞いてか ら書くよう指示する。

- ◆まとめ(3分)
- まとめの話を聞く。

• 授業をとおして生徒から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。

まとめ 3分

- 不自由な生活を強いられがちな避難所において、全ての人々がいかに自分らしい生活を 送ることができるかということはとても大切なことであることに気づく。
- 日ごろから、それぞれの立場を想像できるよう人権感覚を磨き、災害時にもお互いの人。 権を尊重しようとする態度を身につける。

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第15集(小・中学校編)ー」

神奈川県教育委員会(平成29年2月)

避難所運営ガイドライン 内閣府(防災担当)(平成28年4月)

誰もが過ごしやすい避難所にするために

| ()年()組()番・名前 |
|--|
| 「避難所に何を持っていきますか?」 ①もし、大地震の発生により、自宅から避難することになり、すぐには自宅に戻れないとしたら、避難所には何を持っていきますか?持っていくものを考えて、一つ書きましょう。 |
| |
| ②他の人が挙げたものを書きましょう。 |
| |
| 2 下に書いてあることは、実際にあった車いす利用者の避難所生活でのできごとです。車い利用者が快適に過ごせるための解決方法を考え、ワークシートに記入しましょう。 ・車いす利用者が使用できるトイレや横になる場所がない。 ・大勢の避難者が来て、自分のスペースを作り、歩くスペースはあっても車いすが通るスペースがないので、移動することができない。 |
| |
| |

| 3 避難所生活が長くなるにつれ、様々な問題が起こります。様々な立場になって、次に挙じて、工の項目を意識して、困りごとを想像し、日ごろからの備えを含めて解決方法を考えてきましょう。まずは各グループでA~Fから1つ選び、その立場になって考えて、①、②にいてワークシートに記入しましょう。 | てい |
|---|----|
| 様々な立場 A:女性 B:子ども C:難病・アレルギー疾患・その他慢性疾患のある方 D:高齢者 E:外国人 F:妊産婦や乳幼児 | |
| 項目 ア:生活環境 イ:安全安心(プライバシーや防犯など) ウ:物資の不足と管理 エ:心や体の健康(不眠、食欲不振、病気など) | |
| A~Fの中で()の立場になって考えます。 | |
| ②解決方法 | |
| ③他のグループの発表を聞いた後の感想等を書きましょう。 | |
| | |

~東日本大震災のある被災者の体験~

Aさんは重度の障がいがあり車いすで生活をしています。Aさんは東日本大震災の被災者の一人で、避難所での体験を次のように話してくれました。

「仮設のトイレに行きたいと思っても、段差があり、かつ手すりがなかったので行くことができなかった。」

また、他の避難所では、「仕方なくポータブルトイレを持ち込んだら、狭い避難所内なのでケガをしたらどうするのだと言われ、許可されなかった。私の知り合いは、水分と食べ物を控えたため病気になってしまった。せめて他の人に許される最低限度のことは、私たち障がい者でもできる環境を作りたい。そう思い何か提案すると『みんな困っているのだから我慢しなさい。みんなが我慢しているときにぜいたくを言うな』と言われた。私の生活に最低限必要なものやプライバシーの保護をお願いしているのであって決して甘えたりわがままを言っているのではない。同じ環境下にいても、障がいのある人とない人では与えられる自由や安心の度合いが違う。このそもそものスタートラインの違いを無視しておいて、何をもって平等というのか、よく考えてほしい。」

「人権学習資料 31 災害と人権〜災害に強い社会をつくるために〜」(一部変更しています) 公益社団法人鳥取県人権文化センター(平成24年12月)

「避難所の質の向上」について

避難所運営ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)の冒頭には、「はじめに〜被災者の健康を維持するために[避難所の質の向上]をめざす」と明記されています。また、「前提となる事項の理解〜「質の向上」の考え方〜」では、次のように示されています。

「避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。 公費や支援を得ての生活であることから[質の向上]という言葉を使うと[贅沢ではないか] というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう[質の向上]とは [人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか]という[質] を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される[生活水準]とは全く異なる考え方 であるため、[贅沢]という批判は当たりません。

~ (中略) ~

東日本大震災後は、海外から多くの支援者が訪れました。我が国の応急・復旧の迅速さに 称賛する声があった一方で、避難所の生活環境については、国際的な難民支援基準を下回る という指摘があったことは重く受け止めなければなりません。阪神・淡路大震災以降、避難 所の確保については、一定の進展が見られたと評価できますが、次の目標は、その[質の向上]です。」

質の向上の目標は、「スフィア基準」

避難所運営ガイドラインでは、スフィアプロジェクト(参考)の部分で、次のように示されています。

被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を「スフィア・ハンドブック」にまとめています。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えるとき、参考にすべき国際基準となります。

https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2019/10/spherehandbook2018_jpn_web.pdf 避難所についても、人間らしい生活や自分らしい生活を送るという人権尊重の視点から考えていくことが必要です。

災害対応における男女共同参画

災害対応力を強化する女性の視点〜男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン〜 (令和2年5月 内閣府男女共同参画局)の冒頭「はじめに」では、次の記載があります。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の 参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生 じました。

こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、以下の事項が定められています。

- ・地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方 針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。
- ・市町村(都道府県)は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。
- 市町村(都道府県)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

このような取組を進めることは、子どもや若者、高齢の方、障がいのある方、LGBTの 方など、多様な方々への配慮にもつながります。

様々な人権課題 ヤングケアラーの人権課題



ヤングケアラーって何だろう ~子どもが「自分らしく生きる」ために~

1 学習対象

教職員

2 ねらい

ヤングケアラーとは何か、事例をとおしてその状態について知る。さらに、担当している児童・生徒がヤングケアラーのような状況なら、どのような支援が必要か考え、関係機関等と連携して支援につなげるなど、適切な対応ができるようにする。

3 準備するもの

Oワークシート

0パソコン

○スクリーン等、一斉に動画を視聴できる機器(または一人一台)

4 解説

ヤングケアラーそのものの実生活を送っている児童・生徒がいる可能性があります。そのため、視聴した動画をもとに、学校で児童・生徒がどのような場面で支援の必要なヤングケアラーだと捉えることができるのか、教職員同士で話し合う展開を設定しています。

一方で、家族の一員として「お手伝い」することは家庭生活を協力して営む上で大切なこととして、 共通理解を図ることが望まれます。家族を支えることが問題なのではなく、過度の負担により、学校生 活等に支障をきたし、子どもらしい生活が送れない場面があるのかを、児童・生徒自身が振り返って自 覚する指導が今後求められます。人権学習ワークシート集団(高校編 第17集)のP71~75に、ヤン グケアラーにかかる指導資料(資料A)があるので参照し、児童・生徒への指導に活用してください。

5 進め方(展開例) 50分

| <u> </u> | נע 30 / ניקנוקאני | | |
|----------|-------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
| | ◆学習の確認(3分) | • 授業の流れを簡単に説明する。 | |
| | • 授業の流れや留意点の説明を聞く。 | • P4【学習の約束】を伝える。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | ◆アイスブレーキング(7分) | | |
| 導入 | 「ヤングケアラーって何だろう」 | ワークシートを配付する。 | ・ワークシート |
| 10分 | 資料Bを視聴し、資料Cにある10の | ヤングケアラーについて、身近 | • 資料B |
| | イラストを見て、身の回りでヤング | な事例について考えることで、 | • 資料C |
| | ケアラーかもしれないと考えられる | 自分事として捉えるよう促す。 | |
| | 事例をワークシートに書く。 | | |
| | | | |
| | | 動画やイラフトをもとに知り 理解 | なっち |
| | - ドランプアラーがこのような状態が、 | 、動画やエンストでしてに知り、年間 | # ラ る。 |
| | | | |
| | | | |

| | ◆アクティビティ(30分) 「ヤングケアラーについて知り、なぜ 深刻な問題なのか理解する。」 | | |
|------------|--|--|--------|
| | ①資料Dを視聴し、ヤングケアラーがど うして深刻な問題なのか考える。 | 動画をスクリーンに投影するなどして、一斉に視聴させる。 | • 資料D |
| 展開 30分 | ②動画で話されていた内容をもとに、 ヤングケアラーをどのように支援に つなげるのかを考えて、ワークシー トに書く。 | ・動画をもとに考えたことを記入 してもらう。・資料Eについて説明する。 | • 資料E |
| | ③記入した考えをもとに、5人程度の グループでお互いの意見を伝え合 う。 | ・時間があればグループで出た意見を全体で共有する。 | |
| | ◆まとめ(10分) ・ヤングケアラーについて、今日の研 修で学んだことをワークシートに書 き、全体で共有する。 | | |
| まとめ 10分 | まとめの話を聞く。 | 出された考えや記述をもとに、 ねらいをおさえ、まとめる。 | |
| | ・ヤングケアラーについての現状を知 いくことが大切だと確認する。 | り、教職員が指導の場面で適切な支 | 援につなげて |

<参考資料など>

資料 A 「人権学習ワークシート集価 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第17集) 一」 神奈川県教育委員会教育局行政部行政課(令和4年3月)

資料 B 動画「子どもが子どもでいられる街に。ヤングケアラーって、知っていますか?」(30 秒) 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/young-carer/

資料 C 「ヤングケアラーについて ヤングケアラーとは」

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html

資料 D 動画「武井壮×元ヤングケアラー特別対談〜ヤングケアラーって、知っていますか?〜」

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/young-carer/

資料 E 教職員向け資料「ヤングケアラーの現状と支援のあり方」

神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課(令和4年3月)

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/78275/20220331.pdf

| | マンクケアフーって何にろつ ~子どもが「自分らしく生きる」ために~ |
|---|--|
| | 名前(|
| 1 | 資料を参照し、身の回りでヤングケアラーかもしれないと考えられる事例を書きましょう。 へ |
| | |
| | |
| | |
| 2 | 動画の内容をもとに、ヤングケアラーをどのように支援するのか考えて書きましょう。 |
| (| |
| | |
| | |
| | |
| | |
| (| |
| 3 | ヤングケアラーについて、今日の研修で学んだことを書きましょう。 |
| | |
| | |
| | |

様々な人権課題 孤独・孤立による人権課題の深刻化



"SOS" はあなたの権利

1 学習対象

小学校 4 年生~6 年生、中学生

2 ねらい

日常生活で感じる嫌な気持ちや悲しい気持ちを自覚し、自分や友だちに励ます言葉をかける活動をとおして、自分の「心の痛み」への向き合い方や、困ったときや悩んだときは相談してもよいことを知ることで、自分や友だちを大切にしようとする思いをもつことができるようにする。

3 準備するもの

- 0ワークシート
- ○相談機関が書かれた資料

4 解説

「子どもの権利条約」(1994年批准)の「生きる権利」では、すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されています。

しかし、文部科学省の「令和3年3月1日 児童生徒の自殺予防について(通知)」によると、警察庁・厚生労働省の自殺統計では、令和2年度中における児童生徒の自殺者数は479人(暫定値(令和3年2月5日時点))で、前年と比較して4割増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は200人(暫定値(令和3年2月5日時点))で前年と比較して約2倍となっています。

この通知には、「自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるようにすること」と示されており、「SOSの出し方に関する教育」の重要性が述べられています。

本ワークでは、まず、アイスブレーキングで「自分を知る」ことから始めます。ここで挙げられた好きなことは、児童・生徒の日常でストレス解消を手助けしてくれるものであり、さらに、困難なことに出会ったときは、心を支え、レジリエンス(回復力)になります。この支えてくれるものが多ければ多いほど、困難な状況で強さを発揮できることになります。

そしてワークを通じて、「心の痛み」に対する対処方法や、「手当て」されたことで感じる安心感、「心の痛み」を自覚したり誰かに伝えたりすることのよさに気づくことができるでしょう。

5 進め方(展開例) 45分または50分

| 時間 | 学習の流れ(活動・内容) | 留意事項 | 資料など |
|-----------|--|---|---------|
| 導入 10分 | ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(8分) 「自分を知ろう」 ①自分にとっての次のものを書く。 ・好きなこと、好きな食べ物、 頑張っていること、大切な人・もの | ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・ワークシートを配付する。 ・4人程度のグループをつくる。 ・誰でも、好きなこと、大切なもの | ・ワークシート |
| | 頑張っていること、大切な人・もの ②じゃんけんをして勝った人が発表する ものを選び、理由とともに伝える。 | をもっていると投げかける。 ・聴く人は、否定せず共感的に受け | |
| | | 止めるように伝える。 | |

③終わったら、グループ内で感想を伝え 合う。 • 何か嫌なことがあった時、ワークシートに書いてあるものが支えてくれたり、癒して くれたりする大事なエネルギーであることを理解する。 ◆アクティビティ(小25分、中30分) 「友だちから相談されたときの話の聴き 方を知ろう」 アクティビティ1 ①Aさんの立場だったらどのように感じ 4人程度のグループをつくる。 ると思うか考えて書く。 ②あなたがAさんから相談を受けたとす 考えにくい場合は、次の例を参考 るとどのような態度(気持ち)で聞い に紹介する。 てあげたらよいか考えて書く。 (例) 最後まで聴く。相槌をうつ。 ③グループ内で発表する。 否定しない。等 ④Aさんにどのような言葉をかけるか考 考えにくい場合は、次の例を参考 展開 えて書く。 に紹介する。 (例) 大変だったね。大人に相談し ⑤グループ内で発表する。 小学校 よう。いつでも聞くよ。等 25分 ・出された態度、言葉を板書してお ⑥グループで出た態度や言葉をクラス全 体で発表する。 <。 中学校 30分 アクティビティ2 「相談された時の話の聴き方にチャレン • アクティビティ1 で出た考えをも ジしようし とに、お互いの気持ちを考えなが ・2人組になって、一人は自分の悩み、 らロールプレイするように促す。 困っていること(SOS)を伝え、も SOSの内容に困ったときには、 う一人は聴くロールプレイを行う。 Aさんの内容でよいと伝える。 話を聴いたときの気持ちや相談したと | ・辛い気持ちになったときには、無 きの気持ちを振り返り書く。 理しなくてもよいと伝える。 • 心の痛みを自覚し、誰かに伝えることのよさに気づかせることが大切である。 ◆まとめ(10分) まとめの話を聞き、活動の振り返りを • 授業をとおして児童・生徒から出 • 資料 書く。 された考えや記述をもとに、ねら (相談機関) いをおさえ、まとめる。 • 子どもへの支援に関わる相談機関 まとめ を紹介する。 10分 ・ 心の傷や痛みを感じた時には、「大丈夫?」と自分自身に言葉をかけて、自分の心 の傷みに気づくこと、そして心の傷や痛みは見えにくいので、言葉や文字に表し、 「手当て」を受けることが大切である。 ・周囲にはあなたを守りたいと思っている大人が絶対にいることを知り、相談したい ときは、相談する人はあきらめないで伝え続けることが大切である。

<参考資料など>

「教師にできる自殺予防 子どもの SOS を見逃さない」

髙橋聡美 中央大学客員研究員/前防衛医科大学校教授 教育開発研究所(令和2年)「子どもの社会的スキル横浜プログラム つながることは安心すること 自分もみんなも大切なひとり」 横浜市教育委員会(2019年)

"SOS"はあなたの権利

| ()年() | 組()番 名前 |
|--|---|
| 7イスブレーキング 「自分を知ろう」 | |
| わたしの好きなことは | わたしの好きな食べ物は |
| | |
| わたしのがんばっていることは | わたしの大切な人やものは |
| | |
| クティビティ 1 友だちから相談されたときの記 | きの聴き方を知ろう |
| | がこわくて悩んでいます。部活動(クラブ活動)は大好 |
| きだけど、上級生には何も言えない雰囲気があります | f= 1.6 |
| | ナ違うことをさせられたことです。みんなと ゚゚゚゠゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゚゠゚゚゚゚゙゚゚゚゙゙゚゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゙゚゠゚゚゙゙゙゙゙゙ |
| たかったのに・・・。もっと自由に思っていることを 川崎市教育: | の言えにらいいなめと思います。 委員会 子どもの権利学習資料「わたしもあなたも輝いて」より _. |
| あなたがAさんの立場だったらどのように感じる | スト田ハキオか |
| WIGHEN HOLDON TIENDS | |
| | |
| | |
| あなたがAさんから相談を受けたとしたら、どのいますか。 | のような態度(気持ち)で聴いてあげたらよいと思 |
| | |
| | |
| | |
| A さんにどんな言葉をかけてあげますか。 | |
| | |
| | |
| じゅぎょう <u>ふ かえ</u> いた | |
| この授業を振り返って、これから「心の痛み」を はどのようにしたらよいか、考えたことを書きま | を感じたときや、友だちから悩みを相談されたとき |
| | .0 & 5 . |
| | |
| | |
| | |
| | |

神奈川県教育委員会相談窓口周知ポスター(令和4年度版)より

| 1 学校におけるセクハラ | 県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口 県立総合教育センター | 0466-81-1967 月~金 8:30~12:00/13:00~17:15 |
|---------------------|--|--|
| 2 いじめをはじめとする困りごと | 24時間子どもSOSダイヤル 県立総合教育センター | 0120-0-78310 0466-81-8111 365日·24時間 |
| 3 いじめ | SNSいじめ相談@かながわ 県立総合教育センター | 【相談受付日】令和5年3月17日まで 月・水・金 18:00~21:00(12/27~1/8を除く) (8/22~9/9、1/9~1/13 は毎日) |
| 4 学校や家庭の悩み | 総合教育相談県立総合教育センター | 0466-81-0185 月~金8:30~21:00/±·日·祝休日8:30~17:15 |
| 5 障がいを理由とする差別・合理的配慮 | 障害者差別解消法に係る相談窓口 県教育委員会 | 045-285-1345 月~金(祝休日を除く)8:30~12:00/13:00~17:15 |
| 6 暴力、いじめ、犯罪被害等 | ユーステレホンコーナー 県警少年相談・保護センター | 0120-45-7867 045-641-0045 月~金 (祝休日を除く) 8:30~17:15 |
| 7 こころの悩み | こころの電話相談 県精神保健福祉センター | 0120-821-606 月~金(祝休日を除く)9:00~21:00 受付20:45まで |
| 8 性犯罪•性暴力被害 | かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」 県くらし安全交通課 | #8891 045-322-7379 ^{365日-24時間} |
| 9 性犯罪•性暴力被害 | 「かならいん」男性及びLGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル県くらし安全交通課 | 045-548-5666 火16:00~20:00(祝休日・年末年始を除く) |
| 10 デートDV | デートDV110番チャット相談と電話相談 認定NPO法人エンパワメントかながわ | 050-3204-0404 8月まで火・水・木 19:00~21:00/± 18:00~21:00 9月から月~± 19:00~21:00 |
| 11 セクシュアリティ・性別の悩み | SHIPほっとライン 認定NPO法人SHIP | 045-548-3980 *19:00~21:00 |
| 12 セクハラ・デートDV | 10代20代の女子専用LINE相談 NPO法人BONDプロジェクト | LINE ID @bondproject 月・水・木・金・土10:00~22:00 受付は21:30まで |
| 13 セクハラ・デートDV | 10代20代の女子専用電話相談 NPO法人BONDプロジェクト | 080-9501-5220 月·± 18:00~21:00 070-6648-8318 水·日 14:00~19:00 |
| 14 セクハラ・デートDV | 10代20代の女子専用メール相談 NPO法人BONDプロジェクト | hear@bondproject.jp ^{受付は24時間} |
| 15 相談先がわからないとき | かながわ子ども・若者総合相談センター 県立青少年センター | 045-242-8201 火~日 9:00~12:00/13:00~16:00 |
| 「16 相談先がわからないとき」 | かながわ子ども・若者総合相談LINE 県青少年課 | 火·木·土14:00~21:00 (祝休日·年末年始を除く) |

- (注意1) これらの相談機関は、神奈川県の県立学校を対象にした令和4年春現在の相談窓口です。 市町村の情報は学校に掲示されているポスターや相談カード等で確認しましょう。
- (注意2)「3 いじめ」については、相談窓口につながるLINEの二次元コードを記載したカードを 学校のメール配信システム等でみなさんに配布しています。